

確かな暮らしを明日につなぎ

明るく 健やかに生きる村

いくさか「村づくり」計画

令和4年度～8年度

新たな発想で 未来を創り出し

人と自然が輝く いくさか

長野県生坂村

目 次

1	計画更新にあたり	1
2	村づくりのための基本構想	2～3
3	人口及び高齢化率の状況と将来推計	3～4
4	協働による村づくりの推進	4～7
	(1) 区と行政との連絡体系の強化及び集落の活性化対策	
	(2) 協働事業の拡充及び推進	
	(3) 公の施設の管理	
5	各部会別将来計画	8～60
	◆総務部会◆	8～24
	(1) 議会運営	
	(2) 常勤特別職の配置・給与	
	(3) 財政	
	(4) 行政運営及び職員給与	
	(5) 消防・防犯・交通安全	
	(6) 村づくり推進室の活動	
	◆住民部会◆	25～29
	(1) 村の収入・財源確保	
	(2) 社会就労センター	
	(3) 後期高齢者医療制度	
	(4) 歯科診療所	
	(5) 環境衛生	
	(6) やまなみ荘	
	(7) 結婚と子育て支援	
	◆健康福祉部会◆	30～39
	(1) 高齢者福祉	
	(2) 介護保険	
	(3) 障がい者福祉	
	(4) 福祉医療給付	
	(5) 保健医療	
	(6) 国民健康保険保健事業	
	(7) 国民健康保険税	
	(8) 3市5村医療救護訓練	
	◆振興部会◆	40～51
	(1) 建設、治水・砂防、河川事業	

- (2) 住宅環境整備
- (3) 林業振興
- (4) 下水道事業
- (5) 簡易水道事業
- (6) 商工振興
- (7) 観光事業
- (8) 都市との交流事業
- (9) 農業振興
- (10) シルバーセンター
- (11) 災害復旧事業

◆教育部会◆52～61

- (1) 学校教育事業
- (2) 公民館事業
- (3) 社会人権教育・男女共同参画事業
- (4) 文化財保護事業
- (5) 保健体育事業
- (6) 各施設運営事業
- (7) 保育事業
- (8) 子ども・子育て支援事業

◆各部会連携事業◆62～65

- (1) 定住対策
- (2) 各事業横断的実践チーム『知恵の輪委員会』の設置
- (3) 集落の活性化対策
- (4) 道州制について
- (5) 集落との連携事業
- (6) まち・ひと・しごと創生法による地方創生の推進
- (7) ポイント制度
- (8) 松本山雅との連携
- (9) 特定地域づくり事業協同組合
- (10) 新型コロナウイルス感染対策

6 村の財政状況 (資料)66～70

- (1) 普通会計の決算の状況
- (2) 財政のシミュレーション
- (3) 公債費の状況

1 計画更新にあたり

生坂村は、「山紫水明 食と文化 癒しの郷」であり、犀川の清き流れと溪谷美の山清路、雄大な大城・京ヶ倉など、水辺と里山が織りなす風光明媚な自然に恵まれ、金戸山百体観音、乳房イチョウなど、多くの歴史・伝統文化とおやき、おにかけ、干し柿などの食文化の財産を背景にして、先人達の努力により守り育ててきた自然・伝統との共生の精神を受け継ぎ、地域の絆を大切に心豊かな暮らしを営んでいます。

生坂村は「生坂村第6次総合計画」を根幹に「いくさか村づくり計画」の実施計画に第2期の「生坂村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を加え、生坂村と各地区の活性化や人口減少対策などの生坂創生のために多くの事業を実施していきます。

今年度の重点事業の福祉の村づくり事業では、新型コロナウイルス感染症対策、国保税の資産割を廃止し減税を行い、福祉輸送サービスは買物にも利用できるようになり、包括的支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業等を着実に継続し、健康寿命の延伸を図ります。

子育て支援事業では、保小中の給食費の無料化の継続に給食の調理機器の更新、保育施設遊具のリニューアルと水道蛇口の自動水栓化を実施し、児童館に人工芝を敷いた遊びスペースを新設し、「海洋クラブ」によりマリンスポーツ教室や水辺での体験活動を実施します。

産業振興事業では、村内の中小企業・小規模企業者の振興に関する基本方針等を定めた条例を制定するとともに、生坂村店舗整備促進事業補助金に加え、村内の農業者、小規模企業者の円滑な事業承継と、村内における農業及び商工業の持続的な維持、発展を目的として、後継者への事業承継等に要する費用を補助する制度を新設し地域経済を支えていきます。

地域活性化対策等事業では、コンビニエンスストアで税金や各種料金の納付ができるようになり、住民票、印鑑証明書等の発行サービスの提供に向けたシステム構築を行い、産業、経済の担い手の確保のため「就業・創業移住支援」及び、空き家の解体とその跡地の利活用を推進するための「空き家跡地活用事業」を新設するなど、空き家対策補助を拡充し移住・定住対策を一層推進します。

防災・減災対策として、避難所の新設、防災公園の整備、防災無線のデジタル化、防火水槽の新設などのハード事業に加え、地域の防災力の要である消防団員の団員報酬と出動報酬の拡充による処遇改善と、分団運営交付金の新設、消防団員応援商品券の交付もを行い、村民の生命と財産を守るための基盤づくりを進めるなど、安全安心な生活の確保、地区・村の活性化を目指すために、オール生坂で重点施策として村政運営を進めてまいります。

そして、更なる村民の皆様との協働による村づくりの継続により、第6次総合計画の将来の姿「確かな暮らしを明日につなぎ 明るく 健やかに生きる村」に向けて、引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

生坂村長 藤 澤 泰 彦

(4) 活気にあふれにぎわいに満ちた村づくり

- 1) 地の利を活かした農林業を発展させます〔農林業の発展〕
- 2) 村の資産を活かした商工観光を発展させます〔商工観光の発展〕

(5) みんなで元気な村づくり

- 1) 地域の全ての力を使って村づくりをしていきます〔村民主体の村政（協働）〕
- 2) 効率的で身近な行政をめざします〔行政組織〕

生坂村では、平成 21 年度に「生坂村第 5 次総合計画」を策定し、人口減少・少子高齢化を重点課題に設定し、計画的な村づくりを進めてきました。そして、平成 27 年度に作成した「生坂村まち・ひと・しごと創生総合戦略」により仕事の創出や移住促進などに取り組んできました。

第 5 次総合計画は令和 2 年 3 月で計画期間が終了したため、村の目指すべき将来像を長期的な展望のもとに「生坂村第 6 次総合計画」と第 2 期総合戦略を一体的に策定しました。

この「村づくり計画」は、第 6 次総合計画の基本構想で定められた諸政策を具体的な事業として年度ごとに計画していきます。

3 人口及び高齢化率の状況と将来推計

当村の人口は減少を続けており、国勢調査人口で昭和 55 年に 3,142 人であったものが平成 27 年には 1,843 人となり、この 35 年間で 1,299 人 (41.3%) 減少しており、令和 2 年度調査では 1,639 人となりました。

なお、年齢別の構成比をみると 15 歳未満の構成比が 17.4%から 10.3%に減少し、65 歳以上の構成比が 17.7%から 40.1%に増加しており、依然少子高齢化が進んでいます。当村の高齢化率は、平成 27 年時点で 40%を超えており、長野県及び全国に比べて 10%以上高い水準にあります。

◎人口見通し

区 分	国 勢 調 査						推 計 値	
	昭和 55 年 (1980)	平成 2 年 (1990)	平成 12 年 (2000)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	令和 2 年 (2020)	令和 7 年 (2025)	令和 12 年 (2030)
総人口	3,142	2,738	2,416	1,953	1,843	1,639	1,525	1,416
男性	1,547	1,334	1,197	949	888	818	740	686
構成比	49.2	48.7	49.5	48.6	48.2	49.9	48.5	48.4
女性	1,595	1,404	1,219	1,004	955	821	785	730
構成比	50.8	51.3	50.5	51.4	51.8	50.1	51.5	51.6
15歳未満	548	360	288	193	190	169	167	162
構成比	17.4	13.1	11.9	9.9	10.3	10.3	10.9	11.4
15～64歳	2,039	1,703	1,294	989	914	774	713	641
構成比	64.9	62.2	53.6	50.6	49.6	47.2	46.8	45.3
65歳以上	555	675	834	771	739	696	645	613
構成比	17.7	24.7	34.5	39.5	40.1	42.5	42.3	43.3

※推計値は、令和元年度に策定した生坂村人口ビジョンの将来推定人口です。

4 協働による村づくりの推進

地方自治において行政運営は、地域住民の意見を聞き、住民の意思に基づき行うことが基本となっています。また住民が「ボランティア活動」や「おてんま」など自主的に取り組むことにより行政が成り立っていけるものと考えます。そこで村づくりの中でもっとも重要な事は、地域、村に対して愛着と責任感を共有して、村民と行政との協働による村づくりをすることです。

村民の皆さんのご理解、ご協力をいただく中で、個人でできることは個人自ら行っていただく、個人では、できないことを家族や地域の取り組みの中で解決していただく、それでも解決できない問題は、行政と一緒に解決をしていく、つまり、自助・共助・公助を基本と考え、村民と行政が、対等な関係と信頼関係で結ばれ、それぞれの役割分担を認識し合い、協働による村づくりという共有課題に向かって、協力・連携して、実行していかなければと考えています。

そして、そのために区との連携も緊密にしていかなければと考えています。それには地区

担当職員の各区3名が、区の皆さんの活動状況やご意見、ご要望を地区担当職員から随時、報告書という形で提出させ、庁内で検討し村政に反映させています。

また行政からも、議決した案件や村の状況等に関して、区役員の皆さんと相談し、タイムリーに地区担当職員から区民の皆さんに報告をするように努めています。

さらに、平成25年度から村の南部・中部・北部ごと、いくさか大好き隊員（地域おこし協力隊員と集落支援員）が協力体制を取れるようにし、道路整備や農地の保全など人口の減少や高齢化により困難となってきた地域の課題に対し支援を行っています。併せて、各地域での集会や話し合いの場にも参加し、出されたご意見、ご要望を行政に反映させるとともに課題解決に向け検討していきます。地域での情報や活動状況については、各情報公開事業により随時情報発信していきます。

今後も各区が歴史、文化、伝統を活かした特色ある活動ができるよう、各区の現状を把握する中で、村民のための新たな「協働」についても検討し、その結果によりさらなる協働の村づくりを進めていきます。

(1) 区と行政との連絡体系の強化及び集落の活性化対策

平成20年度に生坂村区振興条例により、地区担当職員（各区3名体制）の設置と担当職員の役割を明確にしました。これにより各区の状況や意見や要望を把握し、その内容を月1回庁内で検討協議を行い、迅速に対応します。

平成20年度から実施している区振興交付金の交付により、各区の特色を活かした運営がされるようになりました。また平成23年度に新設しました村独自の生坂村絆づくり支援金制度により、令和3年度までの11年間において地区や各種団体から申請のあった87事業、支援金額にして2,046万円が採択され、協働による村づくりに活用されています。今後もさらに協働事業の推進を行うとともに、各地区の特色を活かした事業に対し支援していきます。

集落の中には人口の減少と高齢化により、機能の低下した集落がでてきています。このような集落については、地区担当職員によるサポートに加え、隣接した各区の連携及び協力体制の確立の検討が必要となっています。そこで、平成25年度からいくさか大好き隊員（地域おこし協力隊員と集落支援員）の協力体制により、地域づくりと様々な支援の充実強化を図っています。

また、平成26年度から区長を集落支援員として委嘱し、協働作業などの集落点検を実施するとともに、集落の現状や課題について話し合いを促進しています。

集落再編成については、行政区の再編成などの検討が必要となってきたことから、今後も引き続き様々な機会をとらえて、ご意見を伺い検討をしていきます。なお、集落の名称は部落として使用してきましたが、数年前から一般的に使われなくなったことにより、平成27年度から常会に名称を変更しました。

(2) 協働事業の拡充及び推進

現在実施している事業を基に、地域発 元気づくり支援金事業を積極的に取り入れ、各団体の個性を活かした事業を行い、協働事業を拡充していきます。今年度は村申請事業で8事業を申請しました。今後も引き続き、各団体の個性を活かした事業を展開していきます。

ア 現在実施している主な協働事業

- (ア) 生坂村絆づくり支援金事業
- (イ) 赤とんぼフェスティバル
- (ロ) 地域ぐるみでむらじゅう花ざかり事業
- (エ) おてんま（道路舗装・除草等）環境保全事業
- (オ) いくさかの郷イベント開催
- (カ) 多面的機能支払交付金
- (キ) 中山間地域農業直接支払事業
- (ク) 高津屋森林公園周辺整備
- (ケ) 配食サービス
- (コ) 元気塾
- (サ) もりびと（生坂有償生活援助サービス）
- (シ) 子どもの安全確保
- (ス) 児童館・生涯学習施設（たんぽぽ）の運営
- (セ) 文化財の保護

イ 令和3年度に『地域発 元気づくり支援金事業』で行った事業

- (ア) 村申請事業
 - ・ 生き生きいくさか農業所得向上応援プログラム事業
 - ・ 「自らの命は自らが守る」災害リスクマネジメント事業
 - ・ 松本山雅と「新・心・進！」地域の元気をつくる事業
 - ・ 中山間地の畔刈り応援事業
 - ・ SOY・ソイ・WORK・ワク事業
- (イ) 団体申請事業
 - ・ Let's enjoy いくさかを五感で感じる観光事業（生坂村観光協会）
 - ・ 地域まるごと安心・安全ネットワーク事業（大日向葡萄生産組合）
 - ・ 住民と子供たちによる災害に負けない地域防災活動事業

（防災に取り組むみんなの知恵袋の会）

（３） 公の施設の管理

住民のコミュニティ活動の場となる村の施設や福祉施設などの公共施設のあり方を検討し、指定管理者制度によりその運営をはじめ維持管理に住民の皆さんが参画することで、利用しやすく効果的な活用を進めています。

地方自治体に対する国からの要請を受け、当村も平成 28 年度に「生坂村公共施設等総合管理計画」を策定しました。この計画に基づき公共施設の全体を把握するとともに、施設の現状や将来の課題等について、施設ごとに具体的な対応方針を定めるため令和元年度に策定した個別施設計画により、長期的な視点で総合的かつ計画的な管理を推進していきます。

また、令和 3 年度は国の方針に基づき「生坂村公共施設等総合管理計画」の見直しを行いました。

5 各部会別将来計画

◆総務部会◆

(1) 議会運営

ア 議会議員の定数

議会議員の定数は、平成 17 年 5 月の改選時より 12 人から 10 人に減員し、その後の人口規模を考慮して平成 20 年 9 月の定例会で 8 人としました。

イ 議員活動

これまでの議員研修等はコロナ禍で多くが中止される中、リモートや動画配信による開催も増えたことにより人数制限なく全議員で参加することができました。一方、先進地の行政視察は 2 年ほど未実施であるため、課題解決や議員の資質向上の面から、今後の状況をみて実施していきます。

平成 29 年の一般選挙で欠員が生じたことで「議会改革検討会」を立ち上げ「議員のなり手不足と若者の議会参加」に着目し、その解決策の一つとして「若者が生活面の不安なく議会活動に専念できる環境を整えることが大事」との考えから「55 歳以下の議員報酬を 30 万円に引き上げる案」に至り、村に対し報酬改定の提言書を提出しました。これに対し村では特別職報酬等審議会へ諮問し、議会の提言に賛同するとの答申があったことから、令和 2 年 12 月定例会において議員発議により条例改正案を可決しました。この改正と経過についてまとめた番組「小さな村の大きな挑戦」と題した資料を議員自ら作成し、令和 3 年 4 月の選挙前に I C N で放映しました。この取り組みの成果もあってか 20 年ぶりの選挙戦となり、若い世代と女性も増えバランスの良い議員構成となりました。この改革が評価されマニフェスト大賞実行委員会が主催する「2021 マニフェスト大賞」で特別賞を受賞することができました。また、特別職報酬等審議会の付帯意見で「選挙後に立候補の状況等を検証」について、若者・女性の立候補に関しては成果があったと考えますが「報酬改定の効果」についてはさらに検討していきます。その他の意見として「議員の研修・資質向上」と「活動の見える化の方策」については、今後も議会の必要性・議員活動を知っていただくために、若い議員の発案で令和 3 年 9 月から始めた議会談話室「山彦」の充実や住民懇談会の開催、村政に関する身近な課題などを情報提供するとともに、村民の意見や要望を少しでも多く反映できるよう努めていきます。

ウ 議会議員の報酬

報酬については、これまで暫定的な減額に加え条例での引き下げ改定及び議員定数削減を行ってきましたが、令和2年12月定例会における条例改正により、令和3年4月の改選で当選した55歳以下の議員報酬を30万円に引き上げました。

議員報酬月額推移

(単位：千円)

職名	平成19年度				平成20年度 以降の条例に よる議員報酬 月額
	までの条例に よる議員報酬 月額	平成17年度 (8%減額)	平成18年度 (10%減額)	平成19年度 (10%減額)	
		支給額	支給額	支給額	
議長	290	267	261	261	267
副議長	217	200	196	196	200
委員長	197	182	178	178	182
議員	195	180	176	176	180

*平成21年度より議員数が減り、議員の人件費が663万円程削減しました。

*令和3年の改選後、55歳以下の議員の人件費は、一人当たり年間200万円ほど増額となります。なお、55歳以下の議員が役職に就いても報酬額は変わりません。

エ 災害対応

災害時における議会の対応として、災害対策本部と連携し迅速かつ適切な支援活動を行うため、平成26年度に施行した「生坂村議会災害対策本部設置要綱」により行動しています。

オ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策

議会での感染拡大防止策として、会議等では密集・密接を避け換気を徹底するなど、これまでの基本的な対策を講じながら開催していきます。

(2) 常勤特別職の配置・給与

常勤の特別職は、平成 19 年度には法改正により助役が副村長、収入役は一般職の職員が行うことになり総務課長が会計管理者を兼ねました。平成 23 年度からは副村長を置かず、会計管理者を置いていましたが、平成 31 年 4 月から副村長を選任し、副村長が総務課長の事務を兼ねました。令和 3 年からは総務課長を設置し会計管理者を兼ねています。

現在、常勤の特別職の給与の減額状況については、下の表のとおりです。

(単位：千円)

職 名	平成 19 年度までの条例による常勤特別職報酬月額	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度 条例改正により
		減率	金額	減率	金額	
		村 長	775	20%	620	30%
助 役	641	16%	539			
副村長	641			24%	488	547
収入役	604					
教育長	543	11%	484	12%	478	500

(条例の額の変更により、手当、退職金を含めた総額は減ることになります)

今後の期末手当額については、人事院勧告の内容により対応していきます。

(3) 財政

ア 地方交付税の動向

地方交付税においては、これまでの決算でもわかるように歳入の大半を占めており、当村は、交付税依存による財政運営と言えます。

普通交付税では、令和 2 年度に実施した国勢調査による人口についても減少したことから普通交付税の算定基礎そのものが縮小となっており、将来的に地方交付税は減収となる厳しい状況が予想されます。地方財政計画上の地方交付税の伸びは、国の税収や景気などの影響も受けることから、国の動向に注視しながら事業を進める必要があります。

地方交付税の状況（平成25～令和2年度実績、令和3～8年度見込）（単位：万円）

年 度	地方交付税	増減額	（左記のうち）	
			普通交付税	増減額
平成25年度	11億8,489	3,074	10億4,869	1,170
平成26年度	11億4,699	▲3,790	10億1,699	▲3,170
平成27年度	11億9,568	4,869	10億6,427	4,728
平成28年度	11億7,733	▲1,835	10億4,711	▲1,716
平成29年度	11億2,222	▲5,511	9億8,841	▲5,870
平成30年度	11億0,495	▲1,727	9億8,008	▲833
令和元年度	11億3,165	2,670	9億8,729	721
令和2年度	12億0,523	7,358	10億5,919	7,190
令和3年度	12億5,400	12,477	11億6,581	10,662
令和4年度	11億5,100	▲10,300	10億7,100	▲9,481
令和5年度	11億1,264	▲3,836	10億3,264	▲3,836
令和6年度	11億0,796	▲468	10億2,796	▲468
令和7年度	10億9,298	▲1,498	10億1,298	▲1,498
令和8年度	10億7,498	▲1,800	9億9,498	▲1,800

イ 財政の状況及び取り組み

当村の財政状況は、歳入においては自主財源である地方税は将来的にみると減収傾向となっています。地方交付税は国の経済対策や、まち・ひと・しごと創生事業費での人口減少等特別対策による財源措置によりこれまで安定した収入が見込まれてきました。今後の見通しにおいては、人口減少等特別対策では、地方創生の「取り組みの必要度」から「取り組みの成果」に算定のウエイトが段階的にシフトされていくため、村で策定した総合戦略における各施策の目標達成に向けた実効性のあるPDCAサイクルにより積極的な人口減少対策への取組みが重要となります。また、国勢調査による人口規模の縮小等により、年々減収していくことが見込まれます。寄付金は近年多くの方にご支援いただき、ふるさと「いくさか」応援基金から繰入を行い、納税者の使途を反映させながら、村づくりの貴重な財源として有効に活用していきます。歳出では、人口が減少しつつも、高齢者人口が多いことから、社会福祉経費などは今後も必要となり、支出の減額は見込めない状況となっています。

これらのことから、将来的には村の財政運営上、財源不足額が生じることも考えられるため、以下のとおり、取り組みを継続し実施していくこととします。

- (ア) 歳出における徹底的な見直し、削減（事業の点検、評価によるハード事業の縮小、事務事業の廃止、縮小、公共施設のLED照明推進によるコスト削減）
- (イ) 繰り上げ返済などによる公債費の適正な償還、将来的な負担を考慮した村債の発行抑制
- (ウ) 村づくり計画、その他事業計画に基づく健全、確実な事業遂行
- (エ) 財政状況の積極的な情報公開（広報いくさか、ホームページ、ICN〈生坂村コミュニケーションネットワーク〉の活用など）
- (オ) 自然災害に対応するための避難所の整備

また、平成29年度から会計方法が公会計に移行し、単式簿記から複式簿記に変わりました。この公会計への移行により、資産内容を含めて、毎年度検証できるようになったため、今まで分かりにくかった資産内容が分かりやすくなり、財政状況の健全化を進めていきます。

ウ 今後の財政見通し

国の経済は、「新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和されつつあるものの、引き続き持ち直しの動きに弱さがみられる。先行きについては、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される」としています。歳入の地方交付税は、各算定費目や公債費算入による需要額を加味し、歳出は予想されるすべての事務事業を細節ベースで細かく積み上げ、今年度から令和8年度までの財政状況をシミュレーションした結果、今後5年間は財源不足による基金の取崩しを行わず運営できる見通しですが、各年度において、大きな余剰は見込まれていないことから不測の支出によっては、基金を繰り入れることも考えられる状況となっています。今後も、行政評価等の見直しを実施しながら、事業を進める上で必要性や緊急性を充分に見極め、持続可能な財政運営を目指していくことが重要であると考えられます。そのためにも、毎年度村政懇談会を行い、住民が真に必要な事業を見定めていきます。

※ 財政シミュレーションに関する資料は67～71ページに添付しています。

エ 過疎対策事業債

過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で期限を迎えたため、引き続き過疎地域について総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律「過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法」が10年間の時限立法として制定されました。令和3年4月1日施行の新法により、今後も道路改良や施設整備などのハード事業をはじめ、地域医療の確保や住民の日常的な移動のための交通手段確保、集落の維持及び活性化などのソフト事業に計画的・有効的に活用し、地域の持続的発展を目指していきます。

(4) 行政運営及び職員給与

役場の職員数については、国の財政削減の影響もあり退職者補充を行わず、平成 11 年度 52 人いた職員が平成 19 年度までに 13 名減員し 39 名となりました。

その後は、退職者を新規採用職員等で補充し令和 3 年 4 月時点では 39 名となっています。今後予定されている職員の定年引上げによる影響も考慮し、計画的な定員管理に努め、福祉など住民サービスが低下しないように効率の良い内部組織構成を検討しながら、人事の活性化を図り、年齢構成のバランスをとっていきます。

また、令和 2 年度から地方公務員の常勤職員、臨時、非常勤職員及び任期付職員に係る現行制度が会計年度任用職員制度に移行し、任用条件が厳格化されました。

ア 職員の給与見直し

組織の見直しとともに、職員の給与について見直し、スリム化を図ります。

また、人事院勧告により、次のように平成 18 年度から給与制度を改正しました。

(ア) 俸給表を 8 級制から 6 級制に改正し、事実上大幅な減額となりました。

(イ) 昇給も人事評価制度を導入し、職員の意識改革を図るとともに人材育成を図ります。

(ウ) 職員の昇給は、55 歳以上昇給抑制になりました。

職員給与については、今後も人事院勧告の状況で対応していきます。

イ 職員資質の向上

職員の資質向上・意識改革についても、自己能力を 100%引き出すため研修センター等の研修会への参加や県との人事交流事業により、職員の資質向上を行い、地方分権に対応できる人材の育成に努めるとともに、人事評価制度を平成 23 年度から本格導入しました。この評価結果の給与への反映により、意欲ある人材の育成に努めていきます。

ウ 職員の定年の引上げ

職員の定年は、国家公務員の定年を基準として、村の条例において 60 歳と定められています。国家公務員法等の改正により、国家公務員の定年が段階的に引き上げられ、65 歳とされることを踏まえ、村においても令和 5 年度から引き上げを開始し令和 14 年度に定年を 65 歳とする予定です。新規採用等も含めた中長期的な採用・退職管理の在り方を検討し、適正な定員管理に努める必要があります。

エ 住民対応の充実

多様化する住民ニーズに対応し、住民が必要とする事業について、積極的に国・県と協議し事業推進を行ってまいります。窓口の対応についても、迅速かつ親切な対応に心がけ、住民の満足の向上を図ってまいります。

オ 行政のスリム化

財政規模の動向に合わせて、長期的な展望の中で公営企業・公益法人なども含めた定数を定め、効率的かつ弾力的な人員配置を検討します。

カ 行政改革のさらなる推進

平成 13 年度から行政改革を行い、人件費で 1 億 2,300 万円、物件費の経常的経費で 4,100 万円（平成 18 年度には電算の更新が 4,000 万円かかりましたので増えています。）程削減しました。また、平成 20 年 3 月に制定した条例により複数年の契約ができるようになりましたので、公共施設の管理に関する委託料及びコピー機などの賃貸借契約について、消費税の増税に対するコストを抑えることができました。今後も発注体系の検討及び職員の節約意識の高揚等を図るとともに、行政改革に関する集中改革プランを基に、さらなる改革を断行します。

これに加え、平成 19 年度より実施してきた事務事業評価の実施内容の見直しを行い、事業の費用対効果についての検証方法や、事業対象者の現状を把握する仕組みを構築して、住民が必要とする事業を見定めてまいります。

また、平成 26 年度から電算システムの経費の削減を図ることを目的として、市町村電算システム共同化委員会に参加し、平成 29 年度の切替えからは、10 年間の累積経費で約 49% 程度の経費の節減を目指します。

令和 2 年度から地方公務員法の改正により、これまでの臨時的任用職員や一部の非常勤の特別職員は、「会計年度任用職員」として任用され、それに伴い、物件費の賃金の科目が廃止となっています。

年度別決算状況（普通会計・人件費及び物件費）

【単位：万円】

項目 年度	人件費 (前年度 比)	物件費 (前年度 比)	物件費							
			賃金	旅費	交際 費	需用費	役務費	備品 購入	委託料	その他
20	35,413	26,869	4,635	194	31	7,091	962	647	11,058	2,251
	(▲718)	(1,249)	(353)	(▲50)	(▲6)	(386)	(▲10)	(158)	(293)	(125)
21	34,360	32,020	5,509	201	24	6,768	1,232	1,237	15,052	1,997
	(▲1,053)	(5,151)	(874)	(7)	(▲7)	(▲323)	(270)	(590)	(3,994)	(▲254)
22	34,186	32,300	5,926	176	22	6,369	1,127	1,868	14,387	2,425
	(▲174)	(280)	(417)	(▲25)	(▲2)	(▲399)	(▲105)	(631)	(▲665)	(428)
23	34,587	31,591	7,075	245	37	6,840	1,090	1,451	12,429	2,424
	(401)	(▲709)	(1,149)	(69)	(15)	(471)	(▲37)	(▲417)	(▲1,958)	(▲1)
24	33,823	31,531	7,431	223	30	6,627	1,134	1,290	12,122	2,674
	(▲764)	(▲60)	(356)	(▲22)	(▲7)	(▲213)	(44)	(▲161)	(▲307)	(250)
25	33,440	35,671	8,021	193	17	6,941	1,205	1,094	14,628	3,572
	(▲383)	(4,140)	(590)	(▲30)	(▲13)	(314)	(71)	(▲196)	(2,506)	(898)
26	33,976	38,989	9,072	220	39	7,183	1,330	729	16,297	4,119
	(536)	(3,318)	(1,051)	(27)	(22)	(242)	(125)	(▲365)	(1,669)	(547)
27	32,562	39,112	9,927	256	28	7,954	1,219	1,144	14,297	4,287
	(▲1,414)	(123)	(855)	(36)	(▲11)	(771)	(▲111)	(415)	(▲2,000)	(168)
28	32,069	42,449	10,802	260	25	7,230	1,249	751	17,876	4,256
	(▲493)	(3,337)	(875)	(4)	(▲3)	(▲724)	(30)	(▲393)	(3,579)	(▲31)
29	31,823	39,473	10,286	343	26	7,433	1,890	835	15,456	3,204
	(▲246)	(▲2,976)	(▲516)	(83)	(1)	(203)	(641)	(84)	(▲2,420)	(▲1,052)
30	32,735	40,120	10,663	254	26	9,782	1,357	4,205	11,423	2,410
	(912)	(647)	(377)	(▲89)	(0)	(2,349)	(▲533)	(3,370)	(▲4,033)	(▲794)
元	35,157	40,950	9,949	284	23	11,542	1,491	1,122	13,151	3,388
	(2,422)	(830)	(▲714)	30	(▲6)	(1,760)	(134)	(▲3,083)	(1,728)	(978)
2	46,307	36,763	—※	836	164	13,521	1,499	4,698	11,143	2,707
	(11,150)	(▲4,187)	皆減	(552)	(141)	(1,979)	(8)	(3,576)	(▲2,008)	(▲691)

※ 令和2年度の会計年度任用職員制度の導入により、物件費の賃金の決算額は人件費に移行されています。

キ 情報公開体制の確立及び高速情報通信施設の整備

広報いくさか、ホームページ・I C N（生坂村コミュニケーションネットワーク）・防災行政無線の連携を強化し、維持管理経費と事業効果を比較検討し低コストで、効率の良い開かれた情報公開体制を確立します。

I C Nの自主放送について、平成 21 年度からデジタル放送で放映できるよう整備しました。これに合わせ、議会本会議の中継の実施、放映ソフトの拡充を行い、放送内容の充実を図りました。また、平成 24 年度からは従前の文字放送に合成音声システムを導入し、小さな子どもから高齢者までが視聴しやすい自主放送に努めています。令和元年度にはいくさか大好き隊員を採用し、動画により村内の出来事の放送を始めました。今後も多くの方に視聴していただけるよう、放送内容の充実に努めていきます。

令和 2 年度には、経年により劣化した機器及び部品の更新を行うほか、機能の改修として気象観測システムとの連携、村長 Twitter との連携、Lアラートとの連携を実施しました。

平成 19 年度に各情報公開事業を総合的に検討する情報発信委員会を設置しました。各情報公開事業の連携を強化し効率の良い開かれた情報公開体制を確立します。

また、広報いくさか、ホームページ・I C N・防災行政無線の内容の充実を図るため、現在、情報モニターとして 6 名の方を委嘱しています。

平成 21 年度に地域情報基盤整備事業により、高速通信回線の整備を行いました。この事業実施により、インターネットサービス等の内容が拡充されました。平成 22 年度においては、当施設を N T T 東日本と長期的賃貸借契約を締結し、光フレッツサービスの提供を行い、令和 3 年 9 月末で 444 件加入していただき利用しています。

防災行政無線については、平成 30 年度に同報系無線の操作卓の改修を行いました。今後は、移動系デジタル無線の新スプリアス対応を目指し、中継局のユニット改修や子局の整備を検討していきます。

ク 村営バス運行事業【村営バス、周回バス、保育園バス、スクールバス】

バスの運行管理業務について平成 16 年度から入札を行い、民間委託により経費削減に努め事業を行ってきました。

しかし、平成 19 年度から始まった安曇野市によるデマンド交通の実施と平成 20 年度から明科地区のスクールバス利用もなくなり、利用者の減少により運賃収入が著しく減っています。

そのため、村では生坂村地域公共交通協議会を平成 20 年 3 月に立ち上げ、平成 20 年度に国の地域公共交通活性化・再生総合事業を活用し、運行の見直しを行いました。その結果、平成 21 年度から村営バスの愛称を『いくりん』とし、バスの小型化、周回デマンドバスの導入、やまなみ荘を起終点とした路線バスと周回デマンドバスとの乗り継ぎの利便性向上を

図りました。また、夜8時台の周回デマンドバスは高校生の部活動に対応できるようにするなどの実証運行を3年間行い、平成24年度から本格運行に移行しました。今年度から、第1便の始発を大日向とし、上りの大日向バス停を大日向橋村道側へ移動します。今後も、利便性の向上と安全に利用できる改正を行うことで、持続可能な運行システムの構築を目指していきます。

平成24年度からは、運行事業費に対する継続的な補助を受けるため、国の地域交通確保維持改善事業を活用し、村負担経費の削減に努めています。また、平成29年度は29人乗りの中型バス1台を購入して、現有する2台の中型バスの長寿命化と効率の良い運行に努めています。人口の減少や免許保有率の増加等により利用者が減ってきています。令和2年度では、地域公共交通ネットワークの再構築を住民にも見えやすい形で取り組み、既存バス路線の現状や課題を診断するカルテを作成し、地域ごとに公共交通の最適化に向けた検討を行なうため、長野県の地域公共交通最適化サポート事業に参画しました。この成果を基に地域公共交通の維持確保に取り組んでいきます。

ケ 生坂村業務継続計画（BCP）の策定

業務継続計画とは、災害時に行政である役場が被災した場合に、優先的に実施すべき業務を特定し、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保などをあらかじめ定めて、地震などによる大規模災害発生時に、適切な業務執行を行うことを目的とした計画です。

既に地域防災計画や災害対応マニュアルを策定していますが、業務継続計画はこれらの計画を補完して、役場自身が被災し、資源制約が伴う条件下においても非常時優先業務の実施を確保するために平成29年度に策定しました。

当計画に定めている災害時の停電に備えるための非常用発電機を令和元年度、緊急防災・減災事業債を財源として役場庁舎に設置し、災害時の長期間の停電に対応できるように整備しました。今後有事の際に効率よく活用していきます。

また、感染症の感染拡大により役場業務が停止することが無いよう、業務改善計画と感染症に係る行動計画、予防・対応マニュアルと合わせ対応していきます。

コ 選挙

人口の減少に伴い、選挙人名簿登録者数は1,600人を割り込み、各投票区における有権者数の格差が徐々に拡大する傾向にあります。選挙を行うにあたり、各投票所に管理者・立会人・選挙事務従事者などの報酬及び事務経費が必要となります。投票率の向上や投票の利便性は最も重要なことですが、選挙制度の改正で期日前投票や不在者投票など、有権者が投票しやすい環境が整備されました。このため、行政の効率化や経費削減の趣旨から、平成25年度に投票区を5から3に変更し、投票時間も投票状況などから夜7時までまでに繰り上げるよ

う変更しました。

生坂村選挙公報の発行に関する条例が平成 29 年 1 月 1 日から施行されました。この条例の施行により、村の議会の議員及び長の選挙における選挙公報を発行しています。

公職選挙法の改正に伴い、生坂村議会議員及び生坂村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定（令和 3 年 4 月 1 日施行）し、選挙運動費用を公費負担することで立候補環境の改善を図りました。公費負担の対象は選挙運動用自動車、選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラです。

（5）消防・防犯・交通安全

ア 消防団の組織と再編成

現在、3分団制 8 部で構成されており、団員の定数を満たすことが困難となりつつあるため、平成 27 年度から定数 120 人に減員しました。今後も引き続き本部の体制強化（役場職員の団員化）や機能別分団・団員の構成の検討と、各関係機関との連携により有事における初動体制の強化を図ります。

また、長年地道な日々の消防団活動や火災現場での消火活動が評価され、平成 28 年 3 月に消防庁長官表彰の最高栄誉である表彰旗を受章しました。

平成 21 年度には、幼少時からの消防活動への理解を深めるため、保育園児による『いっ子消防団』を結成して、出初式に参加するなどの活動をしています。

20 年以上経過した小型動力ポンプ積載車両を計画的に更新することとし、平成 26 年度には上生坂部と宇留賀部の車両 2 台、平成 27 年度には日岐部の車両 1 台を更新しました。平成 28 年度には、昭和 56 年の新耐震基準以前に建設された小立野部と大日向部の詰所建替え工事を行い、平成 29 年度は日岐部詰所の建設及び下生坂部小型動力ポンプ積載車両の更新を行い、平成 30 年度は小立野部と大日向部、令和元年度は草尾部のそれぞれ小型動力ポンプ積載車両の更新を行い、現在消防団で運用している積載車両は一通りの更新が完了しました。令和 2 年度には、河川の浅瀬でも砂を吸い上げずに吸水できるフローティングストレーナーを全部に配備し消防力の向上を図りました。今後はポンプ車の更新について検討していきます。

小立野区の犀川に築堤整備工事が完成しました。この築堤の完成により地区内の内水による浸水を防ぐために、令和 2 年度に消防団救助能力向上資機材緊急整備事業により、排水ポンプ 2 台を区内に設置し災害時の備えを強化しました。また、内水時に速やかな排水ができるよう樋門付近に排水ポンプ用の格納庫を新設しました。

近年、生坂村消防団は訓練や行事及び有事の出動率が低調であり、災害時の消防団の活動体制が懸念されています。そのため、令和 2 年度から出動率が 7 割を超える団員に対し、村内で使える商品券「生坂村消防団応援商品券」20,000 円分を進呈し、団員の出動率の向上

に取り組んでいます。

また、消防団員の高齢化と減少が進んでおり、地域での災害発生時の対応が大きな課題となってきました。消防団活動への理解を得るとともに、団員の処遇改善を進め地域防災力の要である消防団員の確保に努める必要があります。

そのため、団員報酬等の支給方法や支給額を見直しました。消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）の趣旨を踏まえて、消防団員の階級の基準（昭和 39 年消防庁告示第 5 号）に定める「団員」階級の者について、年額報酬を国が示す標準額 36,500 円に増額しました。上位の階級にある者については、業務の負荷や職責等を勘案し、一律 13,500 円増額し、今年度からこれら団員報酬の個人支給を開始します。

令和 3 年度から個人支給としている出勤報酬（出勤に応じた成果給的な報酬）については、出勤の態様によらず 1,800 円/4 時間となっていましたが、災害出勤（火災・風水害・地震等）では 8,000 円/日（標準額）、その他出勤では 2,000 円/日とそれぞれ増額しました。

各種報酬が個人支給されることに伴い、分団運営費用の不足が予想されることから、分団運営交付金を交付します。交付金は一般管理費（詰所の維持に必要な電気、上下水道（合併浄化槽含む）、ガスの使用料）と一般経費の性質をもって交付します。

イ 防災対策

各地区に自主防災組織の立ち上げをお願いし、平成 23 年度までに 10 区で自主防災会が設立されました。地域防災力の低下を防ぐため、村では宝くじ助成事業を活用し、10 区全てに自主防災倉庫並びに資機材を整備しました。整備された資機材などを活用し、災害時における住民と行政の協働による活動を推進していきます。

平成 21 年度には、ハザードマップを作成するとともに、地域防災計画の見直しを行いました。災害対策基本法が改正されたことなどから、平成 26 年度に地域防災計画の全面見直しや職員災害対応マニュアルを改正しました。また、平成 28 年度に地域発 元気づくり支援金事業で住民支え合いマップの更新を行いました。このように災害時の対策に関する手順を整備することにより、いつ発生するかわからない災害に備えていき

各避難所の整備については、地区との協議を進めながら、平成 27 年度は小立野公民館と日岐公民館の耐震改修を行い、平成 28 年度に宇留賀公民館の耐震改修を行いました。また、平成 30 年度に避難施設に指定されている下生坂体育館の耐震補強工事と併せ、就労センター移転に伴い地元の要望に応え、下生坂公民館を下生坂体育館内に設置し、災害時に迅速な対応ができるよう整備しました。

また、避難所としているやまなみ荘に太陽光発電が整備されたことから、大規模停電時にも瞬時に対応できる避難所として活用するとともに避難方法や避難所の整備についてさらに検討していきます。

令和2年度には、災害時にパソコンやスマートフォンから情報を得やすくするために、公共無線LAN整備事業を活用し、役場庁舎・B&G海洋センター・南部交流センター・宇留賀公民館に無線LANを整備しました。令和3年度は、小立野公民館・日岐公民館・草尾交流促進施設・木材ふれあい体験館・下生坂体育館・大日向生活改善センター・古坂介護予防拠点施設の計7箇所に無線LANを整備しました。

平成25年度には、国民保護関係情報や震度速報等の緊急情報を直ちに防災行政無線（同報系）のスピーカーや戸別受信機から放送できる全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動装置を整備し、緊急時の情報伝達体制を強化しました。

また、地域特性に配慮した警戒避難体制の整備として、平成25年度と平成26年度に5区ごと10区において土砂災害に対する住民懇談会を開催し、防災マップの作成や豪雨災害を想定した避難訓練を行いました。平成27年度には、地域防災計画や各地区で定めた自主避難計画を基に家庭用防災マニュアルを作成し、全戸に配布するとともに地区懇談会を開催し説明を行いました。今後も防災訓練等を通じ周知に努め、全区をあげ住民主導型の警戒避難体制づくりを推進します。

近年多発する局地的な集中豪雨は、村内で発生した際にはその情報の収集に時間を要し対応の遅れが考えられるため、この対応に向けて平成27年度事業により村内3カ所へ雨量計を設置し、リアルタイムで情報が得られ、瞬時に対応が図られるよう整備を行いました。

また、災害時の医療救護体制の整備については、当村において大きな課題となっていますが、3市5村、医療関係者などで構成されている松本広域圏救急・災害医療協議会において広域的に連携を図ることとし、平成25年度に災害時の医療連携に関する指針が策定されました。指針において、災害時に医療救護活動を支援するペア病院として当村には安曇野赤十字病院が定められ、病院とは「大規模災害発生時における医療救護班派遣に関する協定」を締結しました。平成28年度から松本広域圏3市5村が連携して医療救護訓練と総合防災訓練を同時開催しました。

令和元年度から元気づくり支援金を活用し、「自らの命は自らが守る」災害リスクマネジメント事業を実施しています。令和元年度には防災懇談会や総合防災訓練を行った他、避難所開設の手順や災害種別ごとの対応、また各区に応じた防災情報と、避難場所を更新したハザードマップ（浸水レベル1、浸水レベル2の2種）を掲載した防災マニュアルを作成し配布しました。

令和2年度には各区に防災士を配置するため、養成研修講座の受講や資格取得試験の受験、救命救急講習の実施により、防災士の資格取得および認証登録を9名の方が行いました。その他、各戸の実情に応じた防災情報を書き込むホワイトボードシートを作成し、防災訓練時に各防災組織役員を通じ全戸配布を行いました。

令和3年度には、村指定避難所情報をデータベースにより整備しました。このことにより、

災害発生時に、村災害対策本部と各地区の自主防災組織及び関係機関が、迅速かつ的確に避難施設の情報を共有することができます。作成したデータベースを自主防災組織に提供し、総合防災訓練や平時から図上訓練等で活用することで、有事における円滑な避難所の開設と運営が見込まれます。

また、災害毎に関係機関で調整し、災害時における要配慮者への避難支援行動をまとめた要配慮者支援マニュアルを作成しました。要配慮者が、早い避難行動をとり助け合いにつなげ減災となるよう、これを全戸へ配布します。各地区への防災士の育成・配置も計画しましたが、新型コロナウイルス感染拡大により講習会が見送られたため実施できませんでした。

今年度は、宇留賀さぎの平地区に避難所を新設し、旧南小学校体育館を取り壊し防災公園の整備に着手します。今後も、防災士の育成・配置を行うなど防災に関する事業を継続実施することにより、住民の防災意識を向上させ、地域防災力の高い村を確立します。

平成 30 年度から、安全・安心なむらづくりを目的に感震ブレーカー設置補助事業を新設しました。この事業は地震発生時に住宅内の通電を自動的に遮断し、電気が起因する火災を防ぐ感震ブレーカーの設置について補助金を交付する事業です。補助内容は次のとおりです。

装置の種類		補助内容	参考価格
○分電盤タイプ (内蔵型)	分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断するタイプです。	購入設置に要した費用の2分の1又は30,000円のいずれか低い額とします。	約5万円～8万円 電気工事が別途必要
○分電盤タイプ (後付型)	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置が可能です。	購入設置に要した費用の2分の1又は10,000円のいずれか低い額とします。	約2万円～4万円 電気工事が別途必要
○簡易タイプ	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断するタイプです。	購入設置に要した費用の2分の1又は3,000円のいずれか低い額とします。	約3,000円～5,000円 電気工事は不要

※コンセントタイプは補助対象外です。

ウ 交通安全・防犯体制の確立

安曇野交通安全協会生坂支部や安曇野警察署の協力を得て、保育園、小・中学校の交通安全教室を開催し、交通安全意識の高揚、知識の普及に努めるとともに、交通危険箇所の点検、交通安全施設の計画的整備に努めていきます。

地域の防犯思想の高揚、普及を図るため、平成 23 年度に生坂村防犯協会を設立しました。

設立時以降、開催されていなかった防犯村民大会を平成 27 年度に開催し、青少年の健全育成や非行防止、また、一人暮らしの高齢者の犯罪防止などに関係機関や各種の団体と連携を図りながら、地域ぐるみで防犯体制の確立に努め、複雑化する犯罪の未然防止に努めていきます。

(6) 村づくり推進室の活動

ア 村民参加の村づくり

平成 18 年に村づくり推進室を設置し、村づくり計画を村民総参加の計画に近づけるため、1 人でも多くの村民から村づくりについての意見を出していただくよう村政懇談会を実施し、その意見を検討し当計画に反映していきます。令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、会場を 1 か所とし、人数制限を設けて 2 回に分けて開催しました。また、自宅に居ながら懇談会に参加できるよう、オンライン会議システムを併用して開催しました。加えて、より多くの村民から村政に対する意見をいただくため、全世帯を対象に「村政アンケート」を実施しました。懇談会とアンケートで寄せられた意見については、今後の村政運営に活かしていきます。令和 2 年 3 月に策定された生坂村第 6 次総合計画により、村政運営の基本的方向と施策体系の根幹として取り組みを推進しており、地域活動の基盤づくり、ボランティアの統一化、広域交流の推進、空き家の利用、廃屋対策等の事業を前進させていきます。

村の人材育成事業では、県の地域発 元気づくり支援金事業による生坂大好き塾を平成 23 年度に実施しました。今年度は、新たな人材育成事業として、いくさか未来スクールを企画して、地域の活性化に関心をもって参加いただける方を募り、人材育成を推進していきます。

イ 空き家対策

平成 22 年度に空き家バンク制度を立ち上げ、以来 50 件を超える所有者のご協力により空き家登録を行い、村内へ定住を希望する方に紹介しています。令和 3 年度には、新たに 11 件の登録があり、10 件の契約成立がありました。空き家の利活用等による空き家対策を総合的・計画的に実施していくため、村内外の関係者で構成する「生坂村空家等対策協議会」を設置し、村の空き家対策の方向性を示す「生坂村空家等対策計画」を策定しました。今後、この計画に基づき空き家対策を総合的に実施していきます。

生坂村における少子高齢化及び人口流出等による人口減少の抑制と美しい集落環境を維持するため、生坂村移住定住及び空き家対策事業補助金を平成 30 年度に新設し、空き家バンク制度を利用して移住者や老朽空き家の所有者に空き家の改修や解体費用などに補助をしています。今年度からは、空き家の解体とその跡地の利活用を推進するため、「空き家跡地活用事業」を新設します。

生坂村移住定住及び空き家対策事業補助金

補助事業名 (対象経費)	対象者	補助率 (補助限度額)	その他要件 (全てに該当)
空き家改修事業 (改修工事費)	購入者 賃借者	1/2 (50万円 子育て 世帯は100万円)	・空き家バンクへの登録 ・対象経費10万円以上 ・村内業者利用
空き家整備事業 (片づけ費用(家財等処分委託費)等)	所有者 購入者 賃借者	1/2 (20万円)	・空き家バンクへの登録
空き家解体事業 (家屋解体工事費等)	購入者	1/2 (50万円 子育て 世帯は100万円)	・空き家バンクに登録 ・取り壊した後、戸建住宅と すること
老朽空き家対策事業 (危険な空き家の解体除 却費等)	所有者及び 相続人	1/2 (50万円)	・老朽化して危険な空き家 ・住宅建て替えのための解体 工事ではないもの
空き家跡地活用事業	所有者	1/2 (100万円)	・空き家解体後の宅地を空き 家バンクへ登録すること ・住宅の建設が可能な土地で あること

ウ 移住支援金

担い手不測の解消、地域課題の解決、村内への移住促進のため、東京圏等から村へ移住し、就業または創業した方に移住支援金を支給する事業を今年度から長野県と連携して実施します。

エ 絆づくり支援金

平成23年度から実施している村独自の生坂村絆づくり支援金制度により、協働事業の推進を行うとともに、各地区の特色を活かした事業に対し支援しています。令和3年度までに87件、20,460千円の支援金が活用されており、引き続き地域での協働活動推進のための支援を行っていきます。

オ いくさか大好き隊、集落支援員

人口の減少と高齢化により道路整備や農地の保全など、困難となる集落が出てきていることから、平成 25 年度からいくさか大好き隊員（地域おこし協力隊員と集落支援員）の協力体制による地域づくりと様々な支援の充実強化を図り、平成 26 年度からは区長が集落支援員を兼任した活動を進めています。

いくさか大好き隊は令和 3 年度末現在 16 名が活動しており、地域支援として村の情報発信や農業支援、郷土食の開発や伝統食の継承、高齢者の見守り支援や子育て支援等に関する業務を行い、集落支援員は地域からの要請により協働活動を行い地域の課題の支援を行っています。今後も地域の様々な課題に対応していくため、必要に応じ隊員を充実していきます。

カ 脱炭素社会に向けた取り組み

国が推進する 2050 年までに日本国全体で温室効果ガスの排出ゼロを目指すカーボンニュートラルに向けた研究や取り組みを村では進めていきます。令和 4 年 2 月に任用した脱炭素地域づくりのプロデュースを行ういくさか大好き隊員を中心に、生坂村ゼロカーボン推進プロジェクト会議による各部署での横断的な検討や村に適した省エネルギーと再生可能エネルギーの調査研究を進めていきます。

また、村民の脱炭素社会に対する理解促進を図るため、ゼロカーボンの理解を深めるためのワークショップや体験イベントを企画します。

◆住民部会◆

(1) 村の収入・財源確保

ア 村 税

(単位：万円)

		令和3年度	令和4年度	比 較	備 考
個人住民税		5,126	5,259	133	人口の減少や高齢化により大幅な増収は望めません。
法人住民税		703	845	142	景気回復が厳しい状況であり、税収は横ばいの見込みです。
固定資産税		9,008	8,734	▲274	土地・家屋での増収は見込めません。また、償却資産分については特例期間終了資産があるため減収の見込みです。
軽自動車 税	種別割	742	773	31	令和元年度税制改正により、令和2年度から種別割、環境性能割に区分されましたが、所有台数に大きな変動が無いため、税収は横ばい状態です。
	環境性能割	30	61	31	
	計	772	834	62	
村たばこ税		155	171	16	加熱式タバコの普及により増収の見込みです。
計		15,764	15,843	79	

※各年度とも当初予算額による比較（現年分のみ）

イ 納 税

村が村民に対し行う教育、人権保障、その他公共サービスを行う財源として負担していただく村税は、村の主要な自主財源であるとともに、納税は村民が負う義務となります。今年度から納税者の利便性を向上させる目的として、コンビニエンスストアでの納付が可能となりました。

ウ 収 納

主要な自主財源の村税は、負担の公平性を重視し、賦課したものを確実に収入にしていけることが求められます。村税は現年度分の徴収率 99%以上、国民健康保険税は徴収率 98%を目標として、年間を通じて滞納整理を強化し、徴収率の向上に努めています。また、県の中信県税事務所と協働滞納整理の協定を結び、長野県地方税滞納整理機構の協力を得ながら大口や悪質な滞納者に対応し、村全体の滞納額の減少に努めています。

(2) 社会就労センター

様々な事情で就労の機会が限られている方や、障がいのある人の働く場所である社会就労センターの役割は益々重要となっています。現在、施設授産作業員定員 20 人、家庭授産作業員定員 50 人として、より多くの方が就労する機会を得られるよう、今後も、企業と緊密な信頼関係を構築して長期的な取引に努め、独自作業と併せ利用者の就労の機会と工賃アップや社会参加を促進していきます。

平成 30 年 1 月に 3 施設を統合し草尾地区へ移転しました。これを機に、取引企業の作業に加え草尾柿組合との連携を進め独自製品販売や村社会福祉協議会での就労など、村内での独自作業が行えるよう取り組んでいます。今後は、さらに地域との連携を図り村内就労の場を広げ、より利用しやすい施設運営に努めていきます。

(3) 後期高齢者医療制度

データヘルス事業を推進し、保健師や管理栄養士による保健指導を行います。また、村で行っている各種健康教室への参加を促し、健康寿命の延伸、医療費の安定化により、若い世代の社会保障負担を減らすよう努めます。そのためには、生活習慣病を早期に発見し、重症化の予防を図ることが重要となり、併せて健康の保持・増進が図られるよう引き続き国民健康保険と同様に人間ドック日帰り 25,000 円、1泊 30,000 円の助成を継続します。また、特定検診の項目を含む健診を受けられた方に、脳ドック 10,000 円の補助を行っています。

(4) 歯科診療所

歯科診療所は、指定管理者により管理・運営をしています。令和2年4月からは新型コロナウイルス感染の拡大防止のため完全予約制での診察を行い、患者どうしの接触を減らすとともに、村では令和2年度に滅菌機、超音波洗浄器、診療器具保管庫を更新し、新に口腔外吸引装置、空気浄化装置、非接触型体温計・消毒機を設置して、感染予防に努めています。引き続き指定管理者と連携して、子どもから高齢者までが受診しやすい環境づくりや効率的な診療環境を整備し、妊婦を対象にした検診や子どもから高齢者まで口腔衛生意識の向上にも努め、予防医療による利用者の増加を図ります。

(5) 環境衛生

ア 環境保全

村内一斉美化運動など住民と行政とが協力して地域環境の美化、良好な景観形成に取り組んでいきます。さらに、安全かつ快適な生活の障害となる不法投棄などの環境悪化要因の発生を未然に防止するため、村内全域に監視員を配置しパトロールを実施します。そして、必要に応じて防護ネットや看板をこれからも設置していきます。

一般家庭ごみについては、新型コロナウイルス感染予防の巣ごもり需要のため増加しないよう、ごみの減量化、再利用、再資源化を進め、分別収集を徹底していただくよう周知していきます。また、可燃ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機等の購入補助を推進し、分別や生ごみ減量の啓発に努め、併せて公共施設のごみの減量化も図っていきます。さらに、令和2年7月からスタートしたプラスチック製買物袋有料化により、マイバック持参の啓発をしています。

地区のごみ集積所は老朽化や破損して使いにくいものがあります。これについては、破損しているものから随時更新していきます。

村では、再生可能エネルギーの有効活用を目的に、平成24年度から地球温暖化防止対策設備設置費補助金として、ソーラー発電施設などの設置経費へ上限120,000円の補助を行っています。また、今年度から太陽熱利用システム(太陽熱温水器)等の設置経費へ上限50,000円の補助を行います。

令和3年度から、繁殖制限に対する意識を普及し適正な飼育が図られるよう、飼い犬、飼い猫及び飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費用の一部を助成しています。助成額はメス1頭5,000円、オス1頭3,000円で、申請できる方は村内在住の飼育者又は、村内で飼い主のいない猫を保護した方で、村内で保護したことを証明できる方となります。ただし、営利を目的として飼育しているものは対象となりません。

イ 火葬費用

平成 24 年度から人生の終焉を迎える火葬場での火葬料 7,000 円の個人負担を、加入している豊科広域葬祭センターに限り村で負担しています。

ウ 穂高広域施設組合

組合は、当村を含む 1 市 1 町 4 村で構成し、管内のし尿処理や燃えるごみの焼却処分を主に行っています新ごみ処理施設が、令和 3 年 3 月から本格稼働しています。

新ごみ処理施設では、指定ごみ袋に入らない大型の燃えるごみで、畳、ふとん、木製家具等の「可燃性粗大ごみ」が有料で持ち込みができます。

新ごみ処理施設の建設では、利便性の向上とコスト削減に向けた取り組みを推進するため、ごみの排出量を減らすことが求められており、一人当たりのごみの排出量を減らしごみの減量化を進めていく必要があります。

(6) やまなみ荘

令和 3 年度のやまなみ荘の運営は、新型コロナウイルス感染症の影響で大変厳しい状況です。感染拡大により利用者が減少しており、収入の減少を補うためテイクアウトメニューの充実を図り提供しています。令和 2 年 10 月より灰焼きおやきの製造・販売を始めました。引き続き経費節減に向けた取り組みを進め、そして、村の福祉センターとして新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、来ていただいたお客様が安全・安心にご利用でき、喜んでいただける接遇を大切に、満足していただける施設運営を目指します。

また、松本山雅 F C のホームゲームに合わせた企画や、道の駅「いくさかの郷」との連携、自然を利用したトレッキング、パラグライダーなどのアウトドア体験の拠点としての情報発信と誘客、特産品の巨峰、山菜・ハチクの加工品や北海道標津町直送の海産物の活用、蕎麦に特化した農業体験プランなど、観光とやまなみ荘を連携させた事業や季節ごとの特徴を活かし平日の稼働率を上げるプランなどを企画し、施設利用者の増加となるよう進めていきます。

(7) 結婚と子育て支援

ア 結婚祝金

若者の定住促進と少子化対策を図り村の活性化を推進していくため、平成 28 年度から結婚祝金事業を行っています。婚姻届提出後、現に居住し村に 5 年以上定住意志のある 39 歳以下の夫婦が対象で、祝金の額は 1 組 100,000 円です。

イ 健やかに産み育む子育て支援金

平成 23 年度から 18 歳以下（高等学校卒業まで）の子のいる世帯に対し、水道の超過料金と保育料金に対する支援を行っていますが、当村では平成 31 年 4 月から 3 歳児以上の保育料が無償となりましたので、水道の超過料金の助成を継続し引き続き子育て世帯の経済的負担の軽減に努めます。

ウ 2 歳未満の乳幼児に対する燃えるごみ専用指定袋交付事業

令和 2 年度から、2 歳未満の乳幼児に対する燃えるごみ専用指定袋交付事業を実施しています。この事業は、住民登録のある 2 歳未満の乳幼児を養育している世帯の保護者に、紙おむつの排出に使用する燃えるごみ専用袋を、乳幼児の人数に応じて交付します。1 歳未満は 100 枚、1 歳以上 2 歳未満は 50 枚交付するもので、交付は乳幼児 1 人につき 1 回です。

エ 結婚相談支援・結婚新生活支援

少子化社会の問題は、結婚や妊娠、出産など個人の考え方や価値観にかかわる問題であり、個人の自由な選択が最優先されるものである一方、少子化等に関係する様々な問題や懸念は社会的課題でもあります。

結婚相談支援の取り組みを進めるため、出会いの機会を創設します。平成 29 年度から村も参画しています長野県が行っている「ながの結婚支援ネットワーク事業」では、ながの結婚マッチングシステムを使った支援を行っています。令和 4 年 1 月からさらに使いやすくなり、システムに登録しますとスマホやパソコン等でお相手を検索できるようになりました。村ではマッチングシステムへの個人登録料 10,000 円を助成し個別の相談支援を行うことにより、出会いの機会を増やし少子化対策に寄与していきます。

また、今年度から夫婦ともに婚姻日における年齢が 39 歳以下で世帯所得が 400 万円以下の夫婦を対象に、新生活を始めるための住宅購入費用や引っ越し費用、リフォーム費用に補助します。補助金額の上限は夫婦共に 29 歳以下 60 万円、30 歳以上 39 歳以下は 30 万円です。

◆健康福祉部会◆

(1) 高齢者福祉

村内の75歳以上の一人暮らし高齢者世帯と、二人暮らし高齢者世帯の全世帯に占める割合は約24%となっています。これらの方が住みなれた地域で安心して自立した生活が少しでも長く続くよう、様々なサービスや取り組みを行います。

高齢者のみの世帯が増加し日々の見守りが課題となる中で、いくさか大好き隊員による高齢者の生活見守り事業や、平成26年度から見守りシステムの導入費用への助成を行い、また隣近所での見守りについても啓発に努めています。

高齢者や家族介護者の負担軽減など、生活に密着した支援を図るため社会福祉協議会とも連携し、住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう取り組みを進めます。

生坂村社会福祉協議会は、平成25年度に理事・評議員等の役職員の構成を見直し、主体的な取り組みを基礎とした民間組織であるという基本原則のもと、様々なサービスを提供しています。今後も自主的な運営に向けた取り組みを支援します。

ア 緊急宿泊支援事業

かしわ荘とはるかぜの利用者を対象に、その家族が急な用事等により一時的に介護ができない場合に両施設に宿泊できるようにしています。

イ いくさか敬老の日

村内に住む70歳以上の方全員を対象に、年1回「いくさか敬老の日」を開催します。高齢者に対し、今迄のご苦勞に感謝の意を示すとともに、楽しいひとときを過ごせるような内容を考えていきます。

ウ 養護老人ホーム

措置入所となる養護老人ホームは、入所要綱に沿って施設介護が必要と判断された方が速やかに入所できるよう、判定会議への参加、施設側との連携等をしていきます。

エ 高齢者生活福祉センター「ふれあいの里」

入居には、生活が困難な一人暮らしや二人暮らしの高齢者が利用することを重視し、介護認定を受けた方もデイサービス、ホームヘルプなど様々なサービス等を利用しながら、安心して生活できるよう支援しています。平成30年度からは、入居料を国の基準にあわせて新

たな利用料設定による高齢者のための居住施設として運営しています。全 16 室を完備する施設として、入居者を募集しています。

オ 一般高齢者介護予防事業

一般高齢者の介護予防を目的として元気塾を行っています。元気な高齢者が自立した日常生活を送れるよう、ストレッチ体操、筋力アップ、認知症予防などの指導を継続します。平成 28 年度からは、男性だけを対象とした介護予防教室「生坂おとこ塾」も始まりました。今後も継続して実施していきます。

また、各種サークル活動の支援として、社会福祉協議会かしわ荘交流室と高齢者生活福祉センターを開放し、地域住民の交流の場として活用しています

カ 配食サービス

高齢者、障がい者の自立した在宅生活を支援するため、福祉事業の一環として配食サービス事業を継続します。配食回数は週 6 日とし、うち 5 日間は社会福祉協議会へ委託、水曜日はボランティアによる調理・配食とし事業を実施しています。

キ 軽度生活援助

日常生活上の軽易な手助けや必要な援助を行うことにより、高齢者の一人暮らしや二人暮らし世帯、障がい者の自立した生活を支援します。サービス提供者（社会福祉協議会）との連携を密にし、利用者に不利益が生じないよう事業を進めていきます。

ク 福祉輸送サービス

自宅と病院間の移送、介助や投薬の受け取りなど、高齢者や障がい者の外出の利便性を図るための移送を行います。令和 3 年度から買物にも利用できるようになりました。

対象者は、介助を必要とし他の公共交通機関を利用することが困難と認められ、下記のいずれかに該当し、社会福祉協議会に登録した方です。

(ア) 介護保険法で認定された方

(イ) 障害者手帳をお持ちの方

(ウ) 一人暮らし、二人暮らしで、バス停までの距離が遠く、介助が必要な概ね 65 歳以上の方

ケ 地域支え合い推進会議

平成 30 年度より、地域支え合い推進会議を立ち上げ、総合的な観点から生活援助サービスの重要課題を解決するための検討を重ねています。平成 31 年 4 月には生坂村有償援助サ

ービス「もりびと」が本格稼働しました。令和2年度には、「困ったときの相談場所が分かる一覧表」として生坂村カレンダーに「生坂村暮らしサポート」を掲載しました。令和3年度からは、事例検討を元に、村内の移動サービスの周知について協議しています。今後も、住民相互の支え合いによる地域づくりの場として、検討を重ねていきます。

コ 家族介護用品支給事業

在宅で生活している要介護認定3以上の高齢者を介護している家族に、介護用品の購入に係る費用の一部を助成します。要介護4・5と認定された村民税非課税世帯の方には月5,000円、それ以外の方には月1,000円を助成します。対象となる介護用品は、介護つなぎ服、紙おむつ・尿とりパット・使い捨て手袋・防水シート・おしり拭き・清拭剤及びドライシャンプーなどです。

サ 寝たきり者理髪給付事業

寝たきり在宅高齢者（要介護認定3～5、且つ障がい高齢者の日常生活自立度B判定以上）の方に対し、在宅訪問による理髪を受けるため費用の一部を助成します。助成金額は1回2,500円で年度における給付回数は6回以内とします。ただし、デイサービス等に理髪業者が出向いた場合の助成金額は1,000円とします。

シ 高齢者緊急通報システム設置費補助金

一人暮らし高齢者世帯が設置する、緊急通報システムの設置費用の助成を行います。それぞれの世帯の実情に合ったシステムの導入に対し、その初期設置費用50,000円、月々の利用料2,000円を上限として助成します。

ス 長寿会連合会

長寿会への加入者が増加するよう会と協議し、活動内容の検討を行います。

セ 成年後見制度

権利擁護意識の啓発活動に努めるとともに、成年後見制度の啓発・活用を勧めます。成年後見制度については、2市5村で設置している成年後見支援センターかけはしと連携してきました。令和3年度からはこれを業務委託とし2市5村と成年後見支援センターかけはしが地域連携ネットワークの中核となる機関（中核機関）となりました。今後も引き続き、制度説明や申立て支援等の相談に対応していきます。

（２）介護保険

平成 12 年に導入された介護保険制度は、高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本に介護予防の推進や地域包括ケアの充実を目指してきました。高齢者が地域の中で孤立することのないよう地域で支え合いながら高齢者の自立を支援していきます。

また、介護予防に重点をおいた介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）が平成 30 年度よりスタートしました。総合事業では、下記の事業の他、任意事業で介護予防住宅改修、福祉用具のレンタル助成事業、月 6 回までのデイサービス利用等、生坂村にあったサービス提供が行われています。今後も、村に求められるサービスの検討を行っていきます。

認知症高齢者の増加に伴い、平成 22 年 12 月に認知症対応型デイサービスセンターはるかぜが開所しました。認知症の方やご家族に専門的なケア・介護サービスを提供することにより、住み慣れた地域でいつまでも暮らせるよう認知症対策関連事業を実施します。施設を有効に活用するため、必要とされるサービス等の見直しを行い、利用しやすい施設運営を目指します。

生坂村地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域支援事業を一体的に実施する役割を担っており、介護予防事業等のサービスや相談支援体制の強化を図っていきます。

ア 包括的支援事業

- (ア) 介護予防ケアマネジメント
 - (イ) 総合相談・支援
 - (ウ) 権利擁護
 - (エ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援
 - (オ) 家族介護交流会の開催
 - (カ) 地域支え合い推進会議
 - (キ) 認知症総合支援（認知症初期集中支援チーム、認知症カフェの実施、認知症サポーター養成講座の開催）
 - (ク) 地域ケア会議の開催に向けた体制整備
 - (ケ) 生活支援サービスの体制整備
 - (コ) 在宅医療・介護連携の推進

イ 介護予防・日常生活支援総合事業

- (ア) 指定介護予防支援事業所として、要支援者のケアマネジメントを実施
- (イ) 介護予防把握事業
- (ウ) 介護予防普及啓発事業

- (エ) 地域介護予防活動支援事業
- (オ) 一般介護予防事業
- (カ) 高齢者の低栄養防止・重症化予防事業

(3) 障がい者福祉

ア 障がい者の自立支援

障がい者が、住みなれた地域で自らの意思で暮らすことができるよう、障害者総合支援法に基づき、それぞれの状況に適したサービスを提供し、就労や生活、社会参加の支援をしていきます。

- (ア) 在宅支援事業
- (イ) 施設支援事業
- (ウ) 計画相談支援事業
- (エ) 補装具修理・交付及び更正医療の給付事業
- (オ) 社会就労センターへの通所事業
- (カ) 地域生活支援事業（日常生活用具給付、移動支援等）

イ 障がい者の虐待防止

障がい者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であることから、障がい者の虐待防止に関する法律により健康管理センターを虐待防止センターと位置づけ、虐待により障がい者の尊厳が害されないよう、児童、高齢者も含めた虐待全般について、届出や相談への対応を関係機関との連携により迅速に行います。

ウ 特定疾患患者見舞金

令和2年度より、特定疾患患者への見舞金を、申請により年2万円支給しています。

(4) 福祉医療給付

子どもを育てる環境づくりと高齢者及び障がい者のための施策として、医療費の助成を行っています。県単福祉医療制度との整合を図りながら、障がい者の対象制限を緩和し、乳幼児の対象者を拡大することで安心して生活できる環境づくりに努めます。

- ・ 県単福祉医療給付事業
- ・ 村単福祉医療給付事業（乳幼児の対象は平成23年度から18歳までの医療費無料化）

平成30年8月から、18歳までの方は医療機関の窓口で500円(最大)支払うことで医療を受けることができるようになりました。

(5) 保健医療

健康寿命延伸、社会保障の安定を目指し、全ての人の健康づくりの意識づけを図り、各種健診(検診)や健康相談を通して、病気の早期発見や生活習慣病の予防に努めます。

ア 健康づくり

地域に運動指導士、保健師、管理栄養士、歯科医師などが出向き、食生活改善推進員、健康推進員の協力を得ながら健康応援隊などの各種事業を行い住民の健康づくりに努めます。また、健康診査の受診を勧め、元気に生活していけるよう支援していきます。

令和3年度に村と明治安田生命保険相互会社で「健康増進に関する連携協定」を締結しました。健康イベントや健康講座等を協力して実施します。

(ア) 各種がん検診(個別・集団)

個別検診の、子宮頸がん検診(20歳以上)、マンモグラフィ(40歳以上74歳未満)を村の検診料と同額にし、受診率の向上を図ります。

(イ) 特定健診、循環器健診及び後期高齢者健診

(ロ) 個別面談による健診結果返却

(エ) 健康応援隊等の健康教室

(オ) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

健康診断の受診勧奨や、健診結果をもとに個別的な保健指導や集団健康教室を行っていきます。

(カ) 健康推進員会及び食生活改善推進協議会の運営

(キ) 心の健康相談事業

(ク) 歯科検診

健康診断の一環として、歯科医による歯科検診を実施します。

イ 医療環境の整備

広域的に医療機関との連携を強化し、身近な医療から高度医療、在宅医療まで安心して医療サービスが受けられる医療体制づくりに努めます。

(ア) 村内内科医訪問診療

(イ) 休日当番医(塩筑医師会)

(ロ) 救急医療(総合病院及び広域消防)

(エ) 隣接市町村医師会による乳幼児・高齢者予防接種

(オ) 隣接市町村の総合病院改修費用の一部負担

(カ) 予防接種相互乗入れ制度の活用

ウ 自殺対策事業

自殺対策を保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との有機的な連携を図り、「生きることの包括的な支援」として事業を実施します。

- (ア) 若年層対策事業
- (イ) 人材養成事業
- (ウ) 普及啓発事業

エ 母子保健と育児支援

平成30年度に設置した生坂村子育て世代包括支援センターを拠点に、教育委員会子育て支援コーディネーターと健康福祉課母子保健コーディネーターが連携して、各種母子保健事業及び子育て支援事業を実施し、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援をしていきます。

(ア) 犀龍小太郎助成金

・ 不妊治療助成事業

今年度から、不妊治療に医療保険が適用されますが、それでも自己負担が大きいことから助成制度は継続し、自己負担額の1/2を助成します。(上限10万円)また、今年度から男性の不妊治療費も助成対象となります。

・ 妊婦健診助成事業

妊婦健診公費負担14回分以外の健診に要した費用について、健康診査料の自己負担5回以内25,000円を限度に助成します。

・ 出産育児一時金の補助

出産に係る経費の内、保険者の補助額を超えた金額で、限度額8万円を助成します。

・ 幼児～18歳までのインフルエンザ予防接種助成

インフルエンザ予防接種費用を全額助成します。

・ 新生児聴覚検査助成事業

新生児に対して行われる新生児聴覚検査費用を全額助成します。

(イ) 産後ケア事業

産後の母親の身体的な回復と心理的な安定を図り、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援していきます。

・ 宿泊型・デイサービス型事業

宿泊型は、産後4カ月未満で育児不安が大きいお母さんが、お子さんと一緒に病院や助産院に宿泊して、授乳相談や育児指導、心理的ケアなどを受けることができます。また、デイサービス型は、1歳未満の児を持つお母さんが、日帰りでも同様なサービ

スが受けられます。

・助産師による乳房ケア事業

産後1年未満で育児不安が大きいお母さんは、病院や助産院で、授乳相談や育児指導、心理的ケアなどを受けることができます。

(ウ) 産婦健診事業

全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用の助成を行います。

(エ) 子育て支援アプリの活用促進

令和2年度に、村の子育てに関する情報がいつでも入手することができるよう、スマートフォン向けのアプリケーションを導入しました。村の子育てに関する行事や情報を随時発信し、複雑な予防接種のスケジュール管理など育児のサポート機能として利用いただけます。

(オ) 妊婦歯科健診1回無料

(カ) 乳幼児健診及び教室の実施

(キ) 各種予防接種

平成25年6月から積極的勧奨を差し控えていたヒトパピローマウイルス（子宮頸がん）ワクチン接種が、今年度から積極的な接種として再開されます。これにより、積極的接種を控えていた年代を含め対象者への周知を行い、接種の促進を図ります。

(ク) 幼児眼科検査

(ケ) 出産育児支援（妊産婦訪問、乳児家庭全戸訪問）

(コ) 出産祝金

令和2年度から、支給額を拡充して実施しています。支給対象者については、仕事上の一時的な居住である場合など、特別な理由がある場合は支給の可否を検討します。

オ 新型コロナウイルス等の感染症対策

(ア) 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症対策本部と連携し、新しい生活様式に沿った感染予防の啓発を行っていきます。また、住民へのワクチン接種が円滑に進められるよう取り組んでいきます。

(イ) 乳幼児の各種予防接種の案内

(ウ) 高齢者インフルエンザ予防接種助成

(エ) 高齢者肺炎球菌予防接種助成

(オ) 緊急風しん抗体検査等の実施

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性を対象に、抗体価検査、予防接種の費用を全額助成します。

(6) 国民健康保険保健事業

令和2年度の医療費は減少しましたが、令和3年度は若干増加しました。医療費は随時確認しその都度原因の分析を行いながら医療費の抑制、生活習慣病の発症予防と重症化の予防に努めていきます。特に、保健師や管理栄養士による保健指導を積極的に行います。令和3年度より、保険証としてマイナンバーカードが利用できるようになりました。今後、マイナンバーカードの取得に繋がるよう啓発に努めます。

ア 保健事業実施計画（データヘルス計画）

特定健診・特定保健指導は、これまでもレセプト（診療報酬明細書）や統計資料等を基に村の健康に関する状況を把握し、課題解決に向けて実施計画を策定し実施してきました。今後は一層、被保険者の健康保持増進に努め「第2期生坂村保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づき特定健診の結果、レセプトなどの健康と医療に関する情報を活用して実行。その結果を評価して改善するPDCAサイクルの概念を取り入れ、効果的かつ効率的に保健事業を実施します。

イ 特定健診・特定保健指導実施計画

保健事業実施計画との整合性を図りながら、「第3期特定健診・特定保健指導実施計画」で設定した目標達成に向け、特定健診受診率、特定保健指導実施率の向上に努めます。そのため人間ドックの助成を継続し、特定健診は、40歳及び50歳の方の健診料を無料にし、集団健診と個別健診、通院治療者健診等を実施していきます。また、早朝や夕方に集団健診実施や個別健診実施等を行い、病気を早期発見することにより医療費の削減につながるよう広く啓発していきます。

特定保健指導については、保健師、管理栄養士による個別面談での結果返却及び継続した個別・集団支援により対象者に合わせて行動変容を促し、生活習慣病の予防に努めます。

ウ 重症化予防対策事業

脳ドックの助成は特定健診の項目を含む健診を受けられた方に10,000円の補助を行っています。また頸部エコー検査を実施し、脳血管疾患の早期発見と重症化予防に努めています。

エ 保険者努力支援制度

生活習慣病を中心とした疾病の予防、合併症予防を含む重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用など医療費適正化に向けた保険者の取り組み状況や結果に応じて交付金額が配分されます。糖尿病性腎症重症化予防プログラムや第2期データヘルス計画に基づき、個別支援や必要に応じた事業実施に努めます。

(7) 国民健康保険税

平成30年4月より国民健康保険の制度改正によって、国保の運営が変わり、都道府県が財政運営の責任主体となりました。

改革後の国保財政の仕組みは

- ①県全体で必要な保険給付費等の支出額をもとに、給付金総額を算定します。
- ②市町村ごとの所得水準などに応じた各市町村の納付金額を決定します。
- ③市町村は県から示された納付金を国保加入者から保険税を集め県に納めます。
- ④県は、市町村から集めた納付金と国からの公費を財源として、市町村に保険給付費等交付金を支払います。
- ⑤市町村は保険給付費等交付金を財源として、保険給付費(診療報酬費)を支払います。

加入対象者はこれまでと変わりなく、現在の加入者が改めて手続きを行う必要はありません。

保険税については、今年度から4方式(所得割・資産割・均等割り・平等割)の内、資産割を廃止する減税を実施します。また、6歳までの未就学児にかかる保険税均等割りの減免も併せて実施します。収入の不足分については必要に応じて基金を取り崩すことで対応していきます。

今年度から国民健康保険税もコンビニエンスストアで納付できるようになりました。

また、国が構築する市町村事務処理標準システムを導入し、事務遂行の効率化、コスト削減および平準化を図ります。

(8) 3市5村医療救護訓練

糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震による人的被害を最小限にするため、3市5村で医療救護訓練を実施していきます。

ア 医療救護対応の強化

支え合いマップなどのデータにより、要援護者の情報を収集し、医療スタッフの迅速な対応ができるよう努めます。

イ 住民と協同行う医療救護訓練

村内在住の医療有資格者にも訓練に参加していただき、消防団・民生委員、地域ケア会議等と連携協力して、住民主体の医療救護訓練を行っていく中で、有事に備えます。

◆振興部会◆

(1) 建設、治水・砂防、河川事業

ア 道路維持

村道の維持補修及び軽微な改良については、各地区の要望箇所の現状を早期に把握し、危険性・緊急性・必要性を考慮しながら実施します。

橋梁について、平成 29 年度に見直しを行った橋梁長寿命化修繕計画は、今年度に見直しを行い、今後もこの計画に沿って橋梁定期点検及び修繕工事を行います。また、幹線道路の舗装面、道路構造物については、平成 26 年度に道路ストック総点検事業を導入して修繕計画を策定し、平成 27 年度からこの修繕計画で舗装面及び道路構造物の修繕工事を行っています。

地域の住民と協働で実施する「おてんま」は、策定した要綱を基に原材料支給方式で実施します。

道路改良については社会資本整備総合交付金事業を導入し、地域と協議しながら計画的に必要な路線の改良・舗装を実施します。

イ 国道・県道事業

長野国道事務所では実施している山清路地区の国道 19 号防災工事は、計画した 2 つの橋渡しが終わり、令和元年度から掘削が始まった 1 号トンネルは、令和 3 年 7 月に貫通し、現在供用開始に向けての整備が着々と進められています。また、竹の本地区の国道への土砂流出に対する法面対策工事は、今年度用地補償等が行われ、今後工事が進められる予定です。

松本建設事務所では、平成 20 年度から整備を進めてきた鷲の平地区の新しいバイパスルート「山清路バイパス」が令和 2 年 12 月 13 日に開通し、供用が開始されました。また、宇留賀才光寺地籍において県道拡幅工事が令和 3 年度から工事着手となりました。

ウ 村道除雪

平成 25 年度に行政評価で除雪基準の見直しを行った結果、平成 26 年度から積雪量が 10 cm 以上、15 cm 以上の除雪路線に 30 cm 以上の路線を追加し除雪を実施しています。また、地区に貸し出している小型除雪機は、管理方法を周知し効率的かつ有効的な活用が図れるよう努めます。

エ 治水・砂防

千曲川河川事務所では、平成 28 年度から着工した小立野地区犀川堤防改修事業が、令和 2 年 9 月に築堤工事と樋門の建設を終え竣工しました。また、新たに令和 2 年度より下生野地区の堤防整備に事業着手し、築堤整備に向けて調査や測量、設計等を進めています。

県では、大倉地区で発生した地すべり災害の対策工事を、防災・安全交付金（地すべり対策）事業により、平成 30 年度より横ボーリング工や護岸工などを行い、令和 3 年 11 月より通行可能となりました。また、令和 2 年 7 月に地すべりによる村道の崩落が発生した袖山地区では、地すべり対策事業で横ボーリング工による対策工事が進められており、令和 4 年 3 月には通行可能となりました。

上生坂桧沢は、土砂の流出を防止するため、令和元年度から堰堤工事に必要な調査・設計が行われ、令和 3 年度から工事に着手しています。中村団地東側斜面の急傾斜地は、法面の崩壊を防ぐ対策工事を実施するための調査・計画が令和元年度から行われており、令和 3 年度に測量設計と一部本工事にも着手し対策工事を進めています。

平成 20 年度に土砂災害警戒区域の指定を受け、異常気象時には住んでいる場所の状況で避難対応を行うなど、災害を未然に防止するため、国・県との連携による危険箇所への把握や情報収集に努めます。

オ 河川環境整備

河川内に自生した樹木や雑草を地域住民と協働で伐採し、河川環境の改善を行うとともに活動組織の支援を実施します。また、河川を中心にアレチウリが拡散し、農地や山林への被害を防ぐため、村民への啓発を行い、一斉駆除の推進に努めます。

松本建設事務所は、令和 3 年度から草尾堤防改修工事に着手しました。また、河床整備では、金熊川は令和 3 年度に着手、麻績川については、今後計画していきます。

カ 雨水貯留施設設置補助

令和 3 年度から、雨水の有効利用と流出の抑制による流域治水や災害時の生活用水確保等を目的として設置する雨水貯留施設に対しての補助を新設しました。

対象経費	容 量	補助率及び補助金		備 考
雨水貯留施設の購入設置に要する経費で村長が認めたもの	100ℓ以上 500ℓ未満	対象経費の 5 割 上限 25,000 円	100 円未満の 端数は切り捨て	一つの建築物ごとに 1 基を限度
	500ℓ以上	対象経費の 5 割 上限 50,000 円		

キ 道の駅いくさかの郷

県営中山間総合整備事業により建設した活性化施設と、長野県が 24 時間使えるトイレや大型車両なども休憩できる駐車スペースを整備し、平成 31 年 4 月 27 日に道の駅いくさかの郷としてグランドオープンしました。活性化施設では、農林水産物生産者組合が運営する農産物直売所と農業公社かあさん家により、村内で生産した安心安全な農産物の販売や、地元産の食材を使った料理を提供しています。今後も多くの方に利用していただけるよう努めるとともに、生坂創生の中核施設として村の活性化に結び付けていきます。

(2) 住環境整備

ア 村営住宅建設

村営住宅は平成 26 年度までに 19 棟建設し、平成 27 年度上生坂中村団地内に若者定住促進住宅 2 棟、平成 28 年度には上生坂中村団地に若者定住促進住宅を 1 棟建設しました。

平成 30 年度に旧丸山木工山側工場用地を取得し、子育て世代に向けた若者定住促進住宅を令和元年度から令和 3 年度までに 6 棟整備しました。今年度は新たに太陽光発電等の環境に配慮した住宅 2 棟の建設を計画しており、ゼロカーボン施策の推進と人口維持につながるよう進めていきます。

また、これらの定住促進住宅については、定住を希望される方に住宅を払い下げることが可能となっています。

空室となっている村営住宅については、村のホームページに掲載するなどして、入居募集を行い空室のないように努めています。

イ 住宅の耐震化及び住宅リフォーム等補助

住宅リフォーム等補助に、平成 30 年度から中学生以下の子どもがいる世帯への補助の拡充と耐震改修補助の上限額を 100 万円に増額しましたが、加えて令和 2 年度からリフォーム等補助の一部補助率の引上げと、UIJ ターン型に子育て世帯への補助を新設しました。

事業種類	補助金算定	
住宅リフォーム等補助 (一般型)	対象経費の 1 割で上限 20 万円 (従来と同じ)	対象経費は 20 万円 以上の工事費
住宅リフォーム等補助 (三世代型)	対象経費の 3 割で上限 30 万円 (三世代同居者が対象)	
住宅リフォーム等補助 (UIJ ターン型)	対象経費の 3 割で上限 30 万円 (村外からの移住者が対象)	

	対象経費の3割で上限120万円 (中学生以下の子どもがいる世帯が対象)	
住宅リフォーム等補助 (子育て世帯型)	対象経費の3割で上限100万円 (中学生以下の子どもがいる世帯が対象)	
耐震診断	住宅所有者負担なし (昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅が対象)	
耐震改修補助	対象経費の5割以内で上限100万円 (耐震診断の結果、耐震改修工事が必要となった住宅で住宅リフォーム等補助と併用可)	
耐震シェルター設置補助	対象経費の5割以内で上限20万円 (耐震診断の結果、耐震改修工事が必要となった家屋が対象)	

(3) 林業振興

ア 松くい虫防除事業

県及び近隣市村と連携を図り、効果と安全対策に注視しながら、空中散布事業は、今年度も実施していきます。

国庫補助による枯損木の伐倒駆除事業は、事業効果の見込まれる箇所を選定し実施していきます。被害が甚大に増加した小立野区、下生野区、日岐区については、平成26年度から令和元年度までに合わせて3,255本を処理し、令和2年度と令和3年度は日岐区において約40本実施しました。

イ 森林整備

平成20年度から導入された長野県森林づくり県民税を活用し、集落周辺の里山において、機能回復・災害防止・有害鳥獣による農作物被害の軽減を図るため、間伐を中心とした里山整備事業やライフライン等保全対策事業を推進します。さらに、森林保全の重要性を住民に周知啓発し、森林資源を活用した小中学校の林業体験事業、都市住民との交流や森林の里親制度に協力を希望する民間企業の受入れを推進します。

令和3年度は、県民税のライフライン等保全対策事業を活用し、日岐地区内の村道沿いにおいて52本の危険木伐採を実施しました。

また、平成31年4月に創設された森林環境譲与税及び森林経営管理制度の運用開始にあたり、当村においては、森林管理を円滑に行うための指針として、生坂村森林経営管理制度実施方針を策定しました。村民の安全・防災・生活環境の向上に係る森林整備を基本とし、被害発生リスクの高い森林の伐採や管理を実施していきます。令和2年度は草尾区村道沿い、

令和3年度は大日向区村道沿いと小学校下通学路沿いにおいてライフラインの保全対策として危険木伐採を実施しました。

平成25年度に、森林整備などで伐採した木材を有効活用するために、生坂村薪ステーションを設置しました。平成26年度から稼働した当施設を引き続きシルバーセンター、商工会と連携して有効的に活用するように進めていきます。

ウ 竹林整備

村内に生育する竹林からの資源を活用し、たけのこ・竹炭の生産販売に加え、たけのこの加工品の販路拡大に取り組み、原材料の確保及び景観整備として竹林整備の推進を図ります。

エ 林道整備

シルバーセンターなどに委託し、林道の維持管理を中心に実施します。また、地域住民の協力による里山整備に必要な、林道・作業道等の開設にも取り組みます。

オ 高津屋森林公園

高津屋森林公園の運営は村直営で管理し、四季折々の森林資源を活用したイベントや、企業研修の誘致により、施設利用の促進を図ります。また、引き続き山菜園・きのこ園・竹林園の整備を行い、魅力のある里山づくりを目指します。

それに併せ、インターネットを活用した情報の提供で施設の利用増を図るとともに、地元管理組合には、間伐や森林保育事業などの仕事を推進し、間伐材を利用した収入増を図り、組合員の活気と経営向上を目指します。

今年度は、長野県林業コンサルタント協会の森と人いきいき助成事業を活用して、山菜園内の遊歩道整備と屋外トイレ施設の改修を行い、すべての人に利用しやすい施設整備を進めます。

また、利用者が減少しているマレットゴルフ場を有効に活用していくため、キャンプエリアの設置等を実施していきます。

(4) 下水道事業

平成28年度に策定した経営戦略に基づく健全な事業経営・維持管理業務を主軸に、下水道つなぎ込みへの啓発活動、浄化槽設置を促進するための補助事業を継続します。また、将来人口の動向に伴い総合的な管理体制の検討にも努めます。

また、令和6年度からの公営企業会計の適用に伴い、今年度に施設台帳整備を行い移行準備について、簡易水道事業と共に進めていきます。

料金体系については、平成25年度に村内の上下水道料金の公平化を図るために、下水道

使用料を改正し、令和元年度の消費税法改正に伴う使用料の引き上げは行わず、現行の料金体系を継続しています。

なお、今年度より下水道料金のコンビニエンスストアでの納付を可能とし、利便性を向上するとともに、公民館等公共施設の基本料金を半額にし、各施設の維持費軽減を図ります。

(5) 簡易水道事業

村簡易水道の有収率の向上に向けて、令和2年9月に庁内に組織した簡易水道有収率対策プロジェクト会議により、有収率及び漏水対策をいっそう強化・推進するとともに、今年度より冬期間の漏水発生状況を把握するため、1月、2月の水道メーター検針の実施を計画しています。

平成24年度から行った水源調査では、実際に利用可能な水量が一日当たり55トン程度と判明し必要な水量が確保できないことから、今後も安曇野市及び大町市から水道用水の供給を継続しながら事業運営することとし、将来にわたり持続可能な安定した事業経営を行うため、令和2年度に経営戦略の策定、令和3年度には施設台帳の整備や基本計画を策定しました。これにより、簡易水道拡張事業や給水計画の検討及び施設の老朽化・耐震化対策を計画的に進め、今年度は上生坂第1配水池の築造工事を行う予定です。また、令和6年度からの公営企業会計適用に向けた移行準備についても、下水道事業とともに進めていきます。

料金体系では、平成23年度から公民館等公共施設の基本料金を半額にして各地区の維持費の軽減を進めているところですが、水道使用料も下水道使用料金と同じく村内の上下水道料金の公平化を図るため、平成25年度から水道使用料を改正し、令和元年度の消費税法改正に伴う使用料の引き上げは行わず現行の料金体系を継続しています。また、今年度より水道料金のコンビニエンスストアでの納付を可能としました。

(6) 商工振興

今年度、村内の中小企業・小規模企業者の振興に関する施策について基本方針等を定め、各関係機関等と協力し村の経済発展と村民生活の向上を図ることを目的とした生坂村中小企業・小規模企業者振興基本条例を制定しました。今後、村、事業者、商工会、村民等が連携して小規模企業者等の振興を図るとともに、融資制度の継続支援や商工感謝祭などの商工会事業を通じた商工業者の活性化による村内経済の発展と、池田町商工会との連携を継続しながら村の商工振興を推進していきます。

また、いくさかマル得商品券発行補助事業においては、地域経済の活性化とともに村内事業者と村民の生活支援及び村内行事・イベントの中止に伴う代替事業として、令和3年度もプレミアム率、発行数を引き上げて7月に販売、10月には増刷して追加販売を実施しました。

今年度も消費意欲の喚起と地元消費の活性化のため、また、村内事業者と村民の生活を継続的に支援するため、令和2、3年度同様にいくさかマル得商品券スーパープレミアムの発行補助や、全村民に1万円分の商品券を配布する生活応援商品券を発行する予定です。

引き続き、地域資源を活用した地場産品の開発支援や雇用機会の創出によって若者の定住を図るとともに、村内商品券の発行やリフォーム等の補助等により、受注機会の確保を進め地域商工業の活性化対策を講じていきます。

ア 生坂村店舗整備促進事業補助

平成28年度、村内で商工業を営む事業者への支援を目的に、生坂村商工会が助成する店舗等の建設、建築、改修費の一部に対して補助を行う、生坂村店舗整備促進事業補助金を制定しました。

平成28年度、平成29年度にそれぞれ1件、今年度は2件の交付を予定しています。

助成対象者	対象経費	補助率
生坂村商工会員 (村内の業者が施工する 工事に限る)	店舗に係る施工費が100万円以上の経費	対象経費の3分の1 1,000円未満の端数は切り捨て 上限200万円

イ 生坂村農業・商工業等後継者支援事業補助

今年度、村内の農業者及び商工業者等の円滑な事業承継と、村内における農業及び商工業の持続的な維持、発展を目的として、事業を承継する後継者への事業承継及び事業承継後の経営安定に要する費用を補助する制度を新設しました。

事業種類	補助内容	補助額	備考
就業補助	農業者又は商工業者等が営む後継者の就業における補助	50万円	1経営体につき1名とし、国、県、村、
設備補助	後継者が事業承継のために整備する設備に対する補助	対象経費の3分の1以内 上限100万円	他団体等から同様の趣旨の補助金等を受けていない者

(7) 観光事業

ア 公園の維持管理

公園の維持管理は地域住民の協力をいただきながら村、シルバーセンターが連携し経費の削減を図ります。また、村内各種施設の集客効果をあげるため、各施設間の連携を図りながら資源の有効的な活用を目指します。

上野農村公園内の準備休憩施設については、農業体験ツアーなどの体験型イベントで施設を活用するなど、有効活用を進めていきます。

イ 赤とんぼフェスティバル

令和2、3年度と新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止としましたが、村内最大のイベントとして定着しており、今年度も10月に開催を予定します。イベントでは、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に配慮しながら、人気の花火も計画していきます。赤とんぼフェスティバルINいくさか実行委員・区長合同会議で話し合いながら、誰もが楽しめるイベントとなるよう進めていきます。

ウ 観光資源の活用

数少ない観光資源を最大限に生かし村内への誘客につなげるために、やまなみ荘を拠点とした体験型のツアーや観光事業について企画立案し広報に努めていきます。

大城・京ヶ倉登山道は、活用方法・維持管理など、村民と確認しながら経済効果につながるよう進めていきます。

また、地域発元気づくり支援金を活用して、令和元年度には登頂記念観光ピンバッジ（北部）、ガイドブック、VR動画の作成、登山道の整備等を実施し、令和2年度には、観光記念バッジ（中部）の作成、道の駅いくさかの郷等への観光案内看板設置やVR動画の体験用機材の整備を行い、令和3年度には、観光記念バッジ（南部）を作成し村内周遊用レンタルサイクルの整備を行いました。

スカイスポーツ公園には、平成29年度に障がいのある方もスカイスポーツを体験できる車いすパラグライダーを2機導入しました。

平成30年度に松本山雅FCのホームタウンとなったことから、村内で開催する各種イベントへの積極的な活用を図っていき、松本山雅ホームタウンデーには特産品のPRなどを行っています。

エ 193カラット（イクサカラット）

平成28年度に、生坂産ぶどうの総称として「193カラット」を制作しました。山清路巨峰などのブランドを守りつつ、今後は193カラットを活用して情報発信していきます。併せて制作したイメージキャラクターの「カラットリン」はイベント等での積極的な活用を図ります。

（８）都市との交流事業

団塊の世代を中心に田舎暮らしへの関心が高まる中、観光資源の乏しい当村では農業や農村風景を観光資源として農業体験ツアーを実施し、農業を通じた都市住民と村民との交流や自然とのふれあいを村の魅力づくりにつなげて、村民の活力と地域の活性化を図るとともに、やまなみ荘及び平成20年度に整備した体験農園施設を拠点に、体験農業や農産物の発送により交流基盤づくりを進めます。また、平成31年4月にグランドオープンした道の駅いくさかの郷も活用していきます。

大城・京ヶ倉のトレッキングは、登山道整備を進めてきたことで春はヒカゲツツジ、秋は紅葉など人気があり県内外からの登山者が増加しています。この人々に村内の各種施設を利用させていただくために、各部署及び関係機関との連携を強化して魅力ある企画を立案し、滞在型の交流事業を展開できるよう進めていきます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、令和2年度は農業体験ツアー一日いくさか村民（春・夏・秋）及び、大城・京ヶ倉トレッキング春・秋ツアーはそれぞれ開催を見送り、令和3年度は、大城・京ヶ倉トレッキングの秋ツアーのみ開催しました。

（９）農業振興

ア 生坂農業の活性化

平成23年4月に生坂農業未来創りプロジェクト会議を設置し、現状把握のため村内10区で生坂農業懇談会を開催しています。各区とも農家の高齢化と後継者不足や、不在地主による荒廃地が増え、近い将来耕作放棄してしまう農地が急増するという状況であり、この対策をプロジェクト会議で協議して、農家の今後10年後の状況を詳しく把握するために、平成24年8月、平成29年11月、令和4年1月に村内の全戸を対象に地域農業に関する意向調査を実施しました。そして、意向調査結果に基づき、10区の分析を行うとともに区ごとの営農推進事項を作成しました。

そして、今まで行ってきた意識調査や農業懇談会の結果をプロジェクト会議で再検討し、今後の各区の特色を活かした生坂スタイルの営農パターンとして

- (ア) 営農組合の活動を活性化するための支援策
- (イ) 高齢化の進んだ地域への新規就農者の就農定住
- (ウ) 将来を見据えた農業用施設の更新及び基盤整備
- (エ) 不在地主への対応
- (オ) 住民への農業技術の研修
- (カ) 人・農地プランの実施

等を定め各区と協議を重ねて実施していくよう、平成23年度から農業懇談会を行っています。（令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により中止しました。）

今後も、プロジェクト会議での検討及び、農業懇談会を開催して農業振興に導くように活動していきます。

平成 26 年度に見直しされた経営所得安定対策は、平成 30 年度から、行政による生産数量の配分と米の直接支払交付金の 2 点が廃止となりましたが、転作作物への助成やナラシ対策などの支援措置は継続され、米の需給調整についても長野県農業再生協議会より通知される生産数量目安値に沿う形で継続されています。

中山間地域直接支払事業は、農地の荒廃化をなくすよう活動を推進しており、令和 2 年度には計画の見直しが行われました。また、多面的機能支払交付金は、令和元年度に集落組織ごとに新たな 5 年計画を策定し、それぞれ事業が進められています。今後も積極的に活用して、良好な農村環境の形成や地域協働による環境を重視した活動を推進していきます。

令和元年度から令和 3 年度まで、地域発元気づくり支援金を活用して、営農組織や住民団体への支援策としてパイプハウス 10 棟の貸し出し等を行いました。この事業により、いくさかの郷への農産物出荷の促進、特に冬季間農産物を出荷できるよう支援しています。

引き続き、各種制度や補助事業などを活用して農業支援を実施していくとともに、有機農業やスマート農業などの研究の推進に努めていきます。

イ 生坂村農業セーフティーネット支援事業補助

今年度より、農業者の所得安定と収入保険加入推進を図るため、天候、経済、病気等の理由によって減少した農業収入を補償する、収入保険の保険料の一部を補助する制度を新設しました。

補助対象者	対象経費	補助率
青色申告を行っている農業者	農業者が支払う保険料、及び事務費	申請 1 年目は、対象経費の 5 割 申請 2 年目以降は、対象経費の 3 割 それぞれ上限 50,000 円

ウ 新規就農研修事業

農業公社で行われている新規就農研修事業は、農地を荒廃化させないために必要な事業であるため、人・農地プランに位置付けて引き続き行っていきます。平成 28 年度に農業女子を対象とした研修棟を整備し、平成 30 年度から研修を開始しました。また、帰農者や U ターン就農者への基本技術の習得支援を行います。

エ 県営中山間総合整備事業

農業の活性化を図るために、村内一円の農業用排水施設整備などの農業基盤整備事業及び、農業集落道整備などの農村生活環境整備事業が総合的に行える、県営中山間総合整備事業を、平成 27 年度から着手して 9 年計画で実施しています。

令和 3 年度は農業用排水施設整備で下生野工区、ほ場整備で会工区、道路工事で小舟工区、その他残っている工区の測量設計をそれぞれ実施しました。

今年度は農業用排水施設整備で下生野工区、道路工事で日岐工区と、下生坂工区では用地取得を予定し、その他残っている工区の測量設計を行う予定です。

オ 有害鳥獣対策

有害鳥獣による被害が拡大しているために、団地を囲む侵入防止柵による獣害防止対策を地区の要望により補助事業を申請し推進します。平成 29 年度は日岐区、令和元年度は下生野区で、令和 2 年度は耐用年数を経過した草尾上野地区の電気柵を更新しました。

平成 24 年度より猟友会の組織強化を図るために会員登録料等の半額を補助し、猟友会の協力を得て、サル・イノシシ・シカ・ハクビシン・カラスなどの有害鳥獣を駆除し、農業被害の減少に努めます。また、個別の被害防止対策には、被害が増加していることから、令和 2 年度より狩猟免許の取得更新費用の一部補助や、防除機具等設置事業に複数人で共同設置する場合も支援の対象とする新しい補助項目を設け、支援策を拡充しました。

各区、農業関係団体、猟友会、警察が連携して対策を検討し、実践的な駆除対応を行うように生坂村有害鳥獣駆除対策協議会により対応していきます。

カ 受益者負担

基盤整備事業や施設整備事業を実施する際には、受益者に充分説明協議し適正な負担金を徴収します。

キ 補助基準の策定

村単補助事業等では要綱等を作成し、行政が負担すべき内容が明確になるように補助基準等を定め住民（農家）に周知します。

ク 地域活性化事業

平成 20 年度以降、開催した講座から活動グループへ進展した「女・人輝きくらぶ」や「おじさま倶楽部」「ハチクの会」などにより、生きがづくりや村の特産品開発、地域の食文化伝承などが行われ、その活動は地域の活性化の源となっています。今後も継続して活動を支援していきます。

ケ 加工施設

加工施設は農業公社が指定管理で運営し、村民が利用しやすい環境を整えます。また、老朽化した加工機械についても過疎対策事業債や国県補助金などを活用して随時更新していきます。

コ 山村活性化対策事業

令和2年度より、農水省の事業である山村活性化対策事業を実施していきます。この事業により、生坂村の豊かな自然や風土などの観光資源を生かした取組みや情報発信などに努めるとともに、ぶどうに次ぐ特産物の開発、多様な地域の素材を活用した6次産業化の推進などの農業振興を实践し、道の駅いくさかの郷を核とした地域振興策を図り、農産物の販売額の増加や人材育成、さらには新規就農者の定住につながるよう取り組んでいます。

(10) シルバーセンター

シルバーセンターの事業は、会員の就労により高齢者が社会参加及び生きがいの充実を図り、健康維持に導く事業です。今後、新会員の加入促進と体制強化に努め、運営に対して現状により補助を行っていきます。

(11) 災害復旧事業

令和元年10月の台風19号により被害を受けた、池沢地区と込地地区の2箇所では復旧工事を行いました。池沢地区においては、令和2年6月に復旧工事を終え安心して通行できるようになりましたが、込地地区では想定していた以上地盤が悪かったため工期延長しましたが、令和4年2月に工事が完了しました。

また、令和3年8月豪雨災害により被害を受けた雲根地区の揚水機場について、令和3年度に復旧工事を行いました。

◆教育部会◆

(1) 学校教育事業

生坂の自然や文化を大切に、生坂村に愛着と誇りをもち人間性豊かな児童・生徒を育成するため、一人ひとりの個性を尊重し、自ら学び自ら考える力を養いながら、基礎的な学力の向上が図られるよう努めていきます。

社会的視野を拡げるため、地域の人や各団体を講師に迎え、地域社会について学ぶとともに、山間地校ならではの特色を生かした、きめ細やかな学校運営ができるよう努めていきます。

当村における保小中一貫教育に関しては、保小中一貫教育研究検討協議会からの最終報告書を基に、保護者を含む村民の方を対象とした説明会・講演会等を開催し、将来の方向性に関する議論を行っていきます。

生坂村コミュニティスクール 生坂大好き「わくわく^{がっこう}楽校」の活動を継続し、登下校を含めた学校生活が楽しく安心して送れるよう、引き続き学校と家庭や地域との連携を図ります。

教育関連施設の整備などについては、今後も様々な検討を行いながら、子どもたちの学校生活環境の向上や、教職員が教育に専念できるよう施設の充実に努めます。また、教育内容の変化や高度化に対応していくため、教職員の資質の向上も図っていきます。

ア 学校教育

不登校やクラスに入れないなど、様々な状況の子どもたちに対する正しい認識を持つことが地域社会はもちろん、家族にも求められています。また、全ての子どもたちが楽しく学校生活を過ごすことができる環境を整える必要もあります。そのため、適切な指導及び必要な支援が受けられるよう教育支援委員会を設置し、早期から教育相談を行い、一人ひとりの適切な学びの場を判断していきます。

なお、今年度から、小・中学校両校に、通常の学級に在籍しつつ適切な教育対応が受けられる場として、LD等通級指導教室（サテライト教室）を設置します。

小・中学校の児童・生徒が、経済的な理由で、学習を妨げられることのないように、就学援助制度を設けています。新入学児童・生徒学用品費は入学前の時期に必要と考えられることから、平成29年度から入学する年の2月に前倒をして支給しています。

学校徴収金については、保護者負担軽減のため、従来どおり村単独事業で引き続き支援を行います。

平成30年度より、中学校間の交流連携事業として北海道標津町との交流学習を行っており、異なる土地の伝統、自然・文化を学ぶ機会を設けて、将来を担う人材の育成を図ってい

ます。

外国語指導助手（ALT）の配置については、今年度8月に新規のALTを迎える予定となっており、中学校はもとより小学校でも外国語に触れる授業を継続して行っています。

また、平成30年度には、小学校に学校司書を配置し、学校図書館の整備事業と併せ図書館運営の充実も図っています。

イ 教育の情報化（ICT利活用）

国が進める「GIGAスクール構想」に基づいて、令和2年度に小中学校の校内通信ネットワークの構築を進め、児童生徒1人1台のタブレット端末の整備も行いました。今年度は、授業環境高度化のため、同じ機能の指導者用端末を新たに購入し、オンライン授業等の充実を目指します。

また、各種補助金の活用により、プロジェクターや電子黒板等を導入するとともに、教職員を対象とした研修会を開催し、児童生徒のICT能力の向上を図っています。

今後は、児童生徒の1人1台タブレット端末等が有効に活用されるよう維持管理をしていくとともに、引き続き研修等を開催することで、教職員のICTスキルの向上に努めます。

ウ 子どもの安全確保

全国各地で子どもたちが被害者となる事件・事故が相次いでいるため、村では関係機関との連携を図る会議の開催や青色回転灯装着車などを利用したパトロール等を実施しています。

こうした取り組みは継続することが大切となりますので、生坂村防犯協会を中心とした関係機関との連携を保ち情報交換や点検を行うとともに、地域全体で子どもを守るため、村民にも協力してもらえよう、安全のための啓発活動を実施していきます。

また、児童生徒の安全確保と非行の防止を図るとともに、豊かな感性や情操、思いやりの心を育む健全育成を推進するため、安曇野警察署と所轄警察署管内の教育委員会などが相互連絡に関する協定を締結しています。これにより、それぞれが自らの役割を果たしつつ、問題の所在を相互に理解し、緊密な連携のもとに効果的な対応を図る体制を整えていきます。

エ 学校給食センターの運営

学校給食センターは、衛生的で安全な給食作りを基本に、心のこもった給食を提供するために、食品添加物が少ない食材・食品を使用し、吟味した食材料を手作りにより調理しています。村内産の野菜類を多く使用するために、村内農家の皆さんや各種団体の協力を得て、納入者の拡大と地産地消を図るとともに、給食を通して子どもたちが食の大切さを学ぶ「食育」にも力を入れています。

また、平成 30 年度からの児童・生徒の給食費無料化や村内ボランティアの方からの食材の寄贈により、保護者の負担軽減を図り、子育てしやすい環境をつくっています。

施設の運営については、令和 3 年度からアレルギー対応食専任の職員を配置し、事故防止の徹底を図っています。

オ 学校施設の維持管理

小学校の校舎は建設から 40 年以上経過しているため、老朽化に伴う改修や補修を随時行っています。平成 30 年度は、開校 40 周年記念事業として図書館整備を行い、書架の入れ替えや照明の LED 化により全体的に明るい館内に改修しました。また、児童が快適に読書や学習ができるように、令和元年度から令和 3 年度において、図書館・パソコン教室・音楽室にエアコンの設置等を行いました。

中学校の校舎については、建設から 20 年経過していますが、大きな改修などが必要となる前に、日頃の点検により異常などの早期発見に努めます。

令和 2 年度には、老朽している照明を LED に更新して、学習しやすい教室整備、消費電力の減少を図りました。

また、今年度には教育効果を十分に発揮するため、吹奏楽で使用する楽器の購入等、教材備品の充実も図ります。

それぞれの施設の耐震化については、天井等落下防止対策として平成 26 年度に非構造部材の総点検を実施し、平成 27 年度に改修を行いました。

令和元年度に策定した学校施設の個別施設計画をもとに、今後も改修方法、財政負担等充分検討し、引き続きその対応に努めます。

カ 教職員住宅の整備

老朽化している教職員住宅を整備することにより、任地居住できる教職員が増え、児童生徒への様々な対応へ専念できることが期待できます。

今後も必要に応じ、修繕・改修等を行い、教職員の通勤等の負担軽減に努めます。

(2) 公民館事業

ア 文化系教室の実施

各種教室は、公民館長、分館長、分館主事などの関係者が毎年の反省を踏まえ計画を立て、実施しています。令和 3 年度には、村民からの要望が多かった「初心者向けスマートフォン教室」を新たに企画しました。今後も引き続き村民からの意見や要望等を聞きながら、専門的な内容から一般的な内容まで、より多くの村民が参加できるよう開催日、時間、場所などを検討し事業の推進を図っていきます。また、各課等でも生涯学習が行われているため、必

要に応じ連携を図ります。

各種教室の講師については、できるだけ村内の様々な技術や知識をもった方を発掘し登用していきます。なお、教室で作成した作品については、毎年10月に行う赤とんぼフェスティバルに併せて開催する生坂村文化祭で展示発表しています。

また、平成29年度から開設した「地域未来塾」では、信州大学の協力のもと、希望者を対象に土曜日の午後を利用した学習支援事業を行っています。令和元年度からは対象者を全中学生に拡大するなど、中学生の学力向上のため支援内容の充実を図っています。

イ スポーツ系教室の実施

住民の健康維持と運動意欲向上を目的とした公民館事業として、スポーツや運動をする機会と環境を提供し、常に住民のニーズを把握しながら各教室や講座を計画していきます。

現在は、連携協定を締結している松本大学と各種事業を展開しており、健康福祉課とともに体力調査を含めた運動教室の開催や、小学校児童を主な対象とした運動支援の講座を実施しています。

また、部活動の充実と技術向上を目的に、公民館と中学校が連携してバドミントン部の支援をしており、中学生の運動能力向上が図られるとともに、卒業した先輩たちが後輩へ指導する好循環が生まれ、社会体育事業の成果が上がり始めています。平成29年度からは講師を体育協会バドミントン部に依頼し、小学生を対象とした少年少女バドミントン教室も通年開催しています。

今後、少子高齢化が進行することを踏まえ、社会教育委員やスポーツ推進委員などと研究・協議を行い、多くの村民が継続的にスポーツを楽しめるよう努めていきます。

ウ 成人式

令和5年成人式は、例年どおり令和5年1月3日の開催を予定しています。令和4年4月1日施行の「民法の一部を改正する法律」により、成年年齢が18歳に引き下げられましたが、これまで同様、開催年度内に20歳の誕生日を迎える学年を対象とし、これまでお世話になった方や、関わりの深い多くの方々で祝う事のできる式を目指していきます。なお、式の名称については、20歳を祝う式典として相応しいものを検討します。

エ 村民運動会

令和元年度に開催した社会教育委員(分館長)・公民館・スポーツ推進委員合同会議で検証・検討した結果、種目やチーム編成を再検討し、多くの村民が参加できる内容に見直した上で、村民運動会を毎年開催していくことになりました。今年度は5月22日(日)に開催する予定ですが、開催方法については、今後も村民の親睦を図る場として様々な意見を参考

に、分館役員の方々やスポーツ推進委員と検討していきます。

（３）社会人権教育・男女共同参画事業

人権問題に関する教育には学校・社会教育を通じて力を入れていますが、誰でも参加しやすい学習会や研修会などの開催を心がけるとともに、人権擁護委員とも連携を図り健全な地域社会の形成に努めます。令和元年度に見直し策定した第2次男女共同参画計画（令和2年度～令和6年度）に基づき、男女共同参画や社会人権教育に関する研修会などの開催や、広報誌等での定期的な意識啓発活動を行い、男女が共に自立し、活躍できる村づくりを推進していきます。

（４）文化財保護事業

生坂村固有の風土や歴史を保存し、先人から受け継がれた文化を学び、これらを理解して住民共有の財産とすることは、非常に重要なことです。

村では、数多くの有形文化財、無形文化財、天然記念物などを指定文化財として登録しており、文化財保護委員による村内一斉パトロールを毎年実施し、現況を調査するとともに文化財の説明板の設置を行うなど、保護と保存活動に努めています。

また、歴史や文化を継承する意識の醸成が一層重要となってきたため、歴史的人物、文化財等の資料の収集や整備も必要に応じて行っていきます。

こうした取り組みの中で、平成24年11月に農村資料館のギャラリーを頌徳館として、法学博士「加藤正治（犀水）先生顕彰会」が設立され、村の先達となった偉人を発掘し顕彰していく体制が創設されました。

令和元年度に国登録有形文化財として登録された加藤先生の生家である「一星亭」については、今後、市場性等を把握しながら地域づくりに活かされる活用方法について検討していきます。

また、今年度は、令和3年度にB&G財団の助成金で製作した、加藤先生を題材とするマンガを活用した企画展等を開催し、ふるさとに対する興味・関心の向上等につなげていきます。

村民から寄贈された貴重な民俗資料を見学できる「山清路の郷 資料館」や農村資料館内の加藤正治頌徳館については、今後も、各施設においてイベントや講座・教室の開催などに有効活用し、地域活性化の拠点としていきます。

現在、過疎化・高齢化により文化財そのものの維持が課題となってきた地域があるため、文化財保護委員などを通じて実態を把握し、文化財の保護・保全が図られるよう努め、文化財めぐりや公民館教室などの開催により、住民の歴史や文化に対する意識高揚が図られるよう推進していきます。

(5) 保健体育事業

ア 体育協会補助金

体育協会が担っている各種スポーツは、競技年齢層などの変化により競技人口が減少してきていますが、村外で開催される大会に参加するなど、活発な活動が行われている部もあります。

そのため、補助金については随時見直しなどを行いながら、村民の体育の向上、推進に主眼を置いた取り組みが、さらに図られるよう努めていきます。

イ スポーツ振興

B & G海洋センターや村民総合グラウンドなどの体育施設や各スポーツ用具等を常に利用できるよう整備を行い、住民などがスポーツや運動を行いやすい環境を整えていきます。

また、B & G海洋センターにおいてソフトバレーボール大会や水泳大会などを開催することで、団体競技や個人競技、地域及び世代を超えたコミュニティの育成と体育の推進を図っていきます。

さらに、体育協会やスポーツ推進委員はもとより、健康福祉課や松本大学とも連携して、体育館やグラウンド、プールなどを活用したスポーツや体操の普及と指導を行い、住民の健全育成を推進します。

新たに今年度から、B & G財団に登録を認められた「海洋クラブ」を立ち上げます。SUP等のマリンスポーツ教室や水辺での体験活動を実施し、地域の活性化につなげていきます。

また、平成30年度からホームタウンとなった松本山雅FCとも連携し、地域交流や住民同士のコミュニティ形成を図りながら、健康増進にもつながる講座や研修会、スポーツイベント等を開催し、世代を超えた交流の促進や健康への意識を高めていくことで、個々の体力増進、運動習慣の形成につなげます。

(6) 各施設運営事業

ア 児童館・生涯学習施設

児童館・生涯学習施設（たんぽぽ）は、開館以来多岐にわたるボランティアの皆さんに支えられ運営しています。

児童館の新たな施設として、子どもたちが外遊びの場として活用できるよう、令和3年度に、B & G海洋センタープール横に人工芝を敷いた遊びスペースを設置しました。

また、併設している図書室は、現在約18,000冊の蔵書を管理しており、司書及び図書ボランティアにより、蔵書管理や本の案内、利用者への読書推進活動を行っています。引き続き、ICNや広報誌、Twitterなどを有効活用し、村内外への広報に一層力を入れていきます。

今年度から、県立長野図書館と県内市町村の協働事業「電子図書館」が導入されることから、当村もこれに参画し、自宅に居ながら電子端末で本が閲覧できる環境の整備を進めています。また、電子図書館導入に併せ、刊行された「生坂村誌（自然編・歴史民俗編・文化財編）」をデジタル化し、村民等が「電子図書館」で閲覧できるよう整備します。

なお、施設の老朽化が懸念されることから、令和2年度にホール、遊戯室などのフローリング部の改修等や学習室のエアコン更新工事を行いました。引き続き、日常点検を行い大きな施設改修にならないよう努めていきます。

イ スポーツ施設

ファミリースポーツパーク及び総合グラウンド等、今後も老朽化が進む施設の維持補修を予算の範囲内で積極的に実施します。

B&G海洋センターについては建設から30年が経過し、老朽化に伴う経年劣化も進んでいることから、平成30年度にB&G財団の助成金を活用してアリーナ内非構造部の耐震改修、照明のLED化と屋根、外壁の塗装などの改修修繕工事を行いました。また、平成29年度には、コミュニティ事業を活用し、アリーナに小さいお子さんも遊べるキッズスペースやロビーで気軽にくつろげるスペースも設けています。令和3年度には、再びB&G財団の助成金を活用して、小中学校の授業でも活用するプールの缶体、プールサイド、屋根及び側面等の改修を行いました。オープニングイベント等を開催して、村民に周知するとともに、今後も学校、体育協会、公民館、区・分館などと協力し、村民が利用しやすい施設としていきます。

また、ファミリースポーツパーク・総合グラウンド・海洋センター周辺は、スポーツ施設が集中しているエリアなので、いつでも・誰でも気軽に利用できる施設として、やまなみ荘とも連携を図り、施設の適切な管理と一層の有効活用を図るよう努めます。

(7) 保育事業

ア 保育施策

令和元年10月から幼児教育無償化が始まり、3歳から5歳児の保育料が無償となりました。また、令和3年度からは3歳以上児が今まで持参してきた給食の主食を保育園で提供することで、完全に給食費を無償化し、一層の保護者負担の軽減を図っています。

近年、未満児保育のニーズが増えているので、それに応える施策を進めていきます。

仕事をしている保護者への子育て支援として、長時間保育は朝7時30分から、夕方は6時30分まで受け入れています。また、未就園児の一時的預かり保育や親子での保育園体験など子育てのサポート役として努めていきます。

保育所は保護者の労働などの事由により、家庭において必要な保育を受ける事が困難な

場合に保育する施設です。しかし、生坂村には幼稚園がないため、平成 28 年度から特別利用保育として保護者が労働等の事由がなくても、満 3 歳以上の子どもを保育園に預けることができる 1 号認定を設けています。

イ 保育内容

一人ひとりの子どもの発達や成長を、しっかり見守る保育に取り組みます。子ども・子育て支援係や保健師、専門機関との連携を深め、支援が必要な場合は各機関と連携し、保護者の意向も聞きながら、早期に適切な対応をしていきます。

また、ソーシャルスキルトレーニングを取り入れ、社会生活や対人関係を営んでいくために必要とされる基本的な技能や力を家庭と協力し合って育てていきます。

平成 21 年度から行っているイングリッシュランド事業では、遊びながら楽しく異文化に触れる事を目的に、年 12 回開催しています。また、エコ活動は、食育活動と合わせ物の大切さや環境への意識を高め、ゴミの分別など子どもにもできる身近な事をこれからも続けていきます。

なお、当園は令和 2 年度に、県の信州やまほいく（信州型自然保育）の認定を受けました。今後も自然や地域の中での体験活動を通じて、自ら学び成長しようとする力を育む保育をしていきます。

ウ 保育環境の整備

子どもが自主的、自発的に環境に関わり、十分遊び込める環境づくりに努めていきます。

令和 2 年度に新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、密になることを防ぐとともに、未満児保育の需要に対応するため、未満児室の増築を行いました。より安全で快適な環境づくりと、家庭的で安心して過ごせる空間づくりを行います。

また、今年度は、子ども達の遊びを分散し、密を避けて安全に利用できるよう保育施設遊具をリニューアルするとともに、園内の水道蛇口の自動水栓化も実施し、園児に対する感染リスクの一層の低減を図っていきます。

エ 地域との連携

平成 23 年度から行ってきた防災活動は、保育園が避難所になっているため引き続き地域の方や保護者と連携し、防災意識の向上に努めていきます。また、子ども達が図書室を訪問し本の貸出しを経験したり、図書室の本を園に貸出してもらうなど、村図書室を身近なものとして活用し、本に親しめるようにしていきます。

(3) 子ども・子育て支援事業

ア 子ども・子育て支援業務

これまでの計画を令和元年度に見直し、新たに策定した第2期子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)に基づき、新生児から18歳までの全ての子どもと親や家族、そして子育ての協力者となる地域住民を対象に、子支援・親支援・地域支援といった総合的な子育て支援を推進していきます。

子育て支援センター「なのはな」内の育児支援の拠点及び未就園児親子を対象とした「びよびよひろば」は、年間を通し様々なイベントを行い、親子の触れ合い、親同士・子ども同士の交流を図っています。子どもの養育が一時的に困難となった場合などに預かる子育て短期支援事業や、病気回復時の子どもを預かる病後児保育事業、子育てを相互援助する子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の体制も整えていきます。

児童生徒に対しては、家庭や地域、小中学校等と連携し食育作品コンクール・食育作品巡回展示・長期休業中の昼食支援・地域支えあい食堂等の各種事業を展開し、村全体で食育活動や孤食防止に取り組み、心を育む支援を行っていきます。また、キャリア教育 お仕事つてなあに・CAP講座・心の健康ワークショップ・自己肯定感アップ講座・デートDV予防教室等の各種事業により、援助希求能力(助けを求める力)やセルフ・エスティーム(自己肯定感、自尊感情)を高める心の支援を行っていきます。

また、平成28年の児童福祉法一部改正に伴い、令和元年度より子育て支援センターに生坂村子ども家庭総合支援拠点を設置しています。子ども家庭支援員を常時配置することにより、村内全ての子どもと、その家庭及び妊産婦などに対して、他機関との連携を図りながら、中核となって継続的なソーシャルワーク業務を行っていきます。

今年度からは、貧困家庭やひとり親家庭に限定せず、18歳以下の子どもがいる全ての家庭を対象に、NPO法人等の協力を得ながら、子ども食堂(テイクアウト方式を含む)やフードパントリー(食料品無償配布支援)等を開催します。この事業を通じて、子どもや子育て世帯が地域や行政とのつながりが持てるよう、居場所づくりや経済支援、心のサポート等の子育て応援事業を行っていきます。

イ 教育支援体制

生坂村教育支援委員会で協議・検討し、障がいの有無に関係のない、幼児児童生徒の成長・発達、就学相談及び一貫した専門的かつ総合的な支援体制を整えていきます。

ウ 補助金・貸付金

平成24年度に創設した入学祝金事業により、小学校入学時30,000円、中学校及び高校入学時には10,000円を、対象である児童生徒の保護者に支給しています。また、平成26年度

から奨学金貸与条例等を全面的に見直し、対象を従来の高校から短大・大学まで拡充し、償還期間を大幅に延長するとともに、免除規定を設けるなど、奨学生のUターンを図り、過疎化対策に取り組んでいます。

今年度からは、高校生バス通学費補助事業を新たに実施し、高等学校等にバスで通学する生徒の通学費を補助することで、家庭の経済負担軽減やゼロカーボンの推進を図ります。

◆各部会連携事業◆

(1) 各事業横断的実践チーム『知恵の輪委員会』の設置

平成 21 年度から、各所属の全係長による横断的実践チームを設置しました。

事務局は村づくり推進室で行い、当委員会の役割は各所属の実務者（係長）レベルで課題等を検討し実施方法案を見出すことと、係ごと連携して行う事業について調整し、各所属間の連携を強化することにより、円滑に事業を推進します。

(2) 集落との連携事業

地区との農業懇談会を契機に大日向地区では平成 25 年度から遊休荒廃地を活用した農地再生事業を開始しました。この事業は、地区と村、農業公社が連携して取り組みを進めており、村の事業支援では、国の過疎集落等自立再生緊急対策事業によるいくさか大好き隊居住のための空き家のリフォームや、地区公民館の改修などの施設整備等を実施しました。

また、県の集落「再熟」実施モデル地区支援事業では、いくさか大好き隊員と地区の農業指導員、農業公社が中心となって、荒廃地の農地再生と試験栽培に取り組んできました。

平成 27 年度以降も、地域発 元気づくり支援金事業や県営中山間総合整備事業を取り入れて、地区と連携を図りながら、協働作業を通じて、就農希望者が地区農家として自立して生活できる体制づくりや地域農業の推進による地区の活性化を目指していくこととします。

(3) まち・ひと・しごと創生法による地方創生の推進

国では、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくため、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し推進しています。

これまで当村では地方創生関係交付金を活用し、道の駅開設に向けた施設内の整備、大日向南平地区でのぶどう棚整備や商標登録、ゆるキャラ「カラットリン」の製作など、ぶどうの生産と販売強化に関する事業の他、子育て支援や交流人口の増加、社会就労センターの統合による就労の場の確保など、当村の実情に即した事業を実施し、地方創生の充実・強化に向けた取り組みを推進してきました。

今年度から第 2 期となる生坂村人口ビジョンと生坂村まち・ひと・しごと創生総合戦略により、人口維持と地域の活性化に向け、今後 5 年間の目標や実施する施策について、地方創生関連事業を取り入れるとともに村民をはじめ各関係機関と広く連携して進めていきます。

(4) ポイント制度

平成 30 年度から村が行う事業（各種懇談会や子育て支援、健康づくりなど）について村民への周知や参加を促すため、スタンプカード方式により指定された事業に参加などした場合にポイントを付与し、そのポイント数によりやまなみ荘の利用券やかあさん家の割引、ごみ袋、村内で使える商品券などと交換できるポイント制度を実施しています。

令和元年度からは、いくさかの郷の直売所で割引ができるほか、商品券等の交換場所に健康管理センターを追加するなど、気軽に交換できるようになりました。今年度は、村民の健康増進につながる取り組み等を、ポイント対象事業として追加して、事業きます。

(5) 松本山雅との連携

生坂村は、松本山雅 F C とスポーツを通じた様々な活動を連携・協力して展開していくことで、互いに活性化・活躍していくことを期待し、平成 30 年 8 月にホームタウンとなりました。

地域にあるプロスポーツを身近に感じられるよう、松本山雅関係者を講師とする健康づくりやスポーツ交流事業などを実施し、J リーグで戦う松本山雅との連携により村の情報発信や P R を実施します。そして、松本山雅 F C が J リーグで活躍することは、村の情報発信、地域の活性化につながるため、生坂村からの応援の声を届ける活動も実施します。

(6) 特定地域づくり事業協同組合

地域人口急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律が、令和 2 年 6 月 4 日に施行されました。当村も、この法律により特定地域づくり事業協同組合を設立して、新たな雇用の場（安定的な雇用環境、一定の給与水準）を創出し、移住や定住の促進を図っていくように実施していきます。

(7) デジタル化の推進

村民の利便性向上のため、下記の取組により、生坂村の行政サービス等のデジタル化を推進します。

- (ア) オンライン会議システムによる村政懇談会等の会議の開催
- (イ) 電算共同化委員会への参加
- (ウ) 指定避難所への無線 L A N (Wi-Fi) 設置
- (エ) AI 音声文字起こしツールの導入
- (オ) 文書管理のデジタル化検討
- (カ) 災害時エリアメールの活用
- (キ) 行政手続きのオンライン化及び転出・転入ワンストップサービス導入

- (ク) 村税・上下水道料金のコンビニエンスストア納付の実施
- (ケ) 国民健康保険の市町村事務処理標準システムへの移行
- (コ) 小中学校のオンライン授業の充実
- (カ) 県立長野図書館と県内市町村の協働事業「電子図書館」への参画
- (シ) 「生坂村誌（自然編・歴史民俗編・文化財編）」のデジタル化
- (ス) 「初心者向けスマートフォン教室」の実施

（８）脱炭社会に向けた取組

国が推進する 2050 年までに日本国全体で温室効果ガスの排出ゼロを目指すカーボンニュートラルに向けた研究や取組みを村で進めていきます。脱炭素社会の実現に向けた取組みを推進していくため、各部署で横断的な検討を行う生坂村ゼロカーボン推進プロジェクト会議を令和 3 年度に協議の場として設置しました。今年度からは、村に適した省エネルギーと再生エネルギーの調査や研究を行いながら、プロジェクト会議を通じて、脱炭素社会に向けて村が取り組む事業を企画・立案していきます。

ア 今年度から実施する事業

- (ア) オフグリッドハウスの建設
- (イ) ゼロカーボンの理解を深めるためのワークショップや体験イベント
- (ウ) 村営バスの電気自動車、ハイブリッド車導入の検討
- (エ) 庁内会議 PC 使用による紙の減量
- (オ) 太陽熱利用システム（太陽熱温水器）等の設置補助
- (カ) 太陽光発電等の環境に配慮した若者定住促進住宅の建設
- (キ) 道の駅いくさかの郷EVスタンドの設置検討
- (ク) 高校生バス通学費補助事業

（９）新型コロナウイルス感染症対策

国内に新型コロナウイルス感染症の感染者が拡大し、村では、令和 2 年 2 月 7 日に生坂村新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、国や県、村内での感染状況を踏まえ随時対策本部会議を開催して下記の事項について対策を講じてきました。今年度も感染対策を継続し、村内での感染拡大防止に努めワクチン接種体制を整え安全に円滑な接種ができるよう努め、村内経済の活性化も図っていきます。

ア 総務課

- (ア) 生活応援商品券事業

- (イ) キャッシュレス決済導入事業
- (ウ) 避難所公衆無線 LAN 設置事業

イ 住民課

- (ア) やまなみ荘経営持続化繰入金

ウ 健康福祉課

新型コロナウイルスワクチン接種

- (ア) サージカルマスク、次亜塩素酸ナトリウム等、衛生用品の備蓄
- (イ) 敬老お祝い商品券（70 歳以上）
- (ウ) 感染予防のための広報
- (エ) 対面式相談等の際の感染拡大防止策（パネルの設置）
- (オ) 健(検)診時における感染拡大防止のため運営方法の変更
 - ・来庁者の検温の実施
 - ・密にならないよう受付時間の細分化
 - ・乳幼児健診の参加者の健診に要する時間短縮のための職員配置（管理栄養士の雇上げによる増員）
 - ・集団指導から個別指導に変更

エ 振興課

- (ア) 生坂村生活応援商品券給付事業
- (イ) いくさかマル得商品券スーパープレミアム発行事業

カ 教育委員会

- (ア) 令和 3 年度学校保健特別対策事業（小中学校の感染症対策、学習保障に係る経費等）
- (イ) 小・中学校 ICT 学習環境整備事業（電子黒板導入）
- (ウ) 新型コロナウイルス感染症対策支援事業（児童館、子育て支援センターの感染症対策に係る経費等）

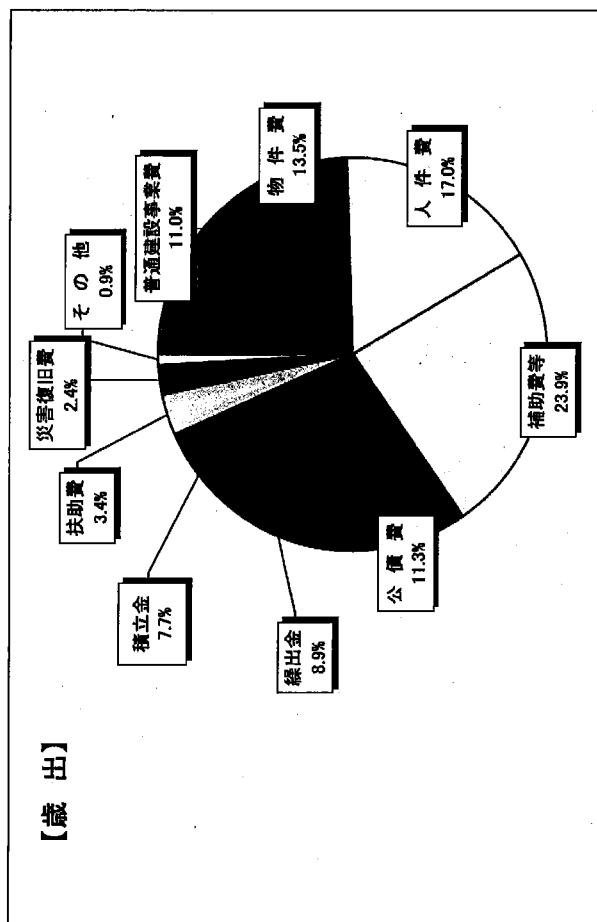
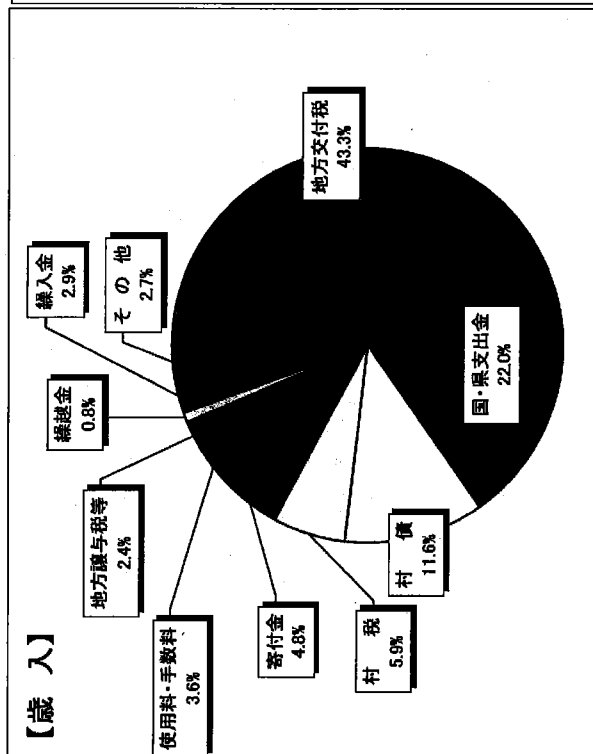
キ 今年度予定事業

- (ア) 新型コロナウイルスワクチン接種
- (イ) いくさかマル得商品券スーパープレミアム発行事業
- (ウ) 保育対策総合支援事業（保育園の水道蛇口の自動水栓化）
- (エ) 屋外保育施設遊具リニューアル事業（大型複合遊具の設置）

6. 村の財政状況

(1) 普通会計の決算の状況

ア. 令和2年度普通会計決算の状況 (※1)



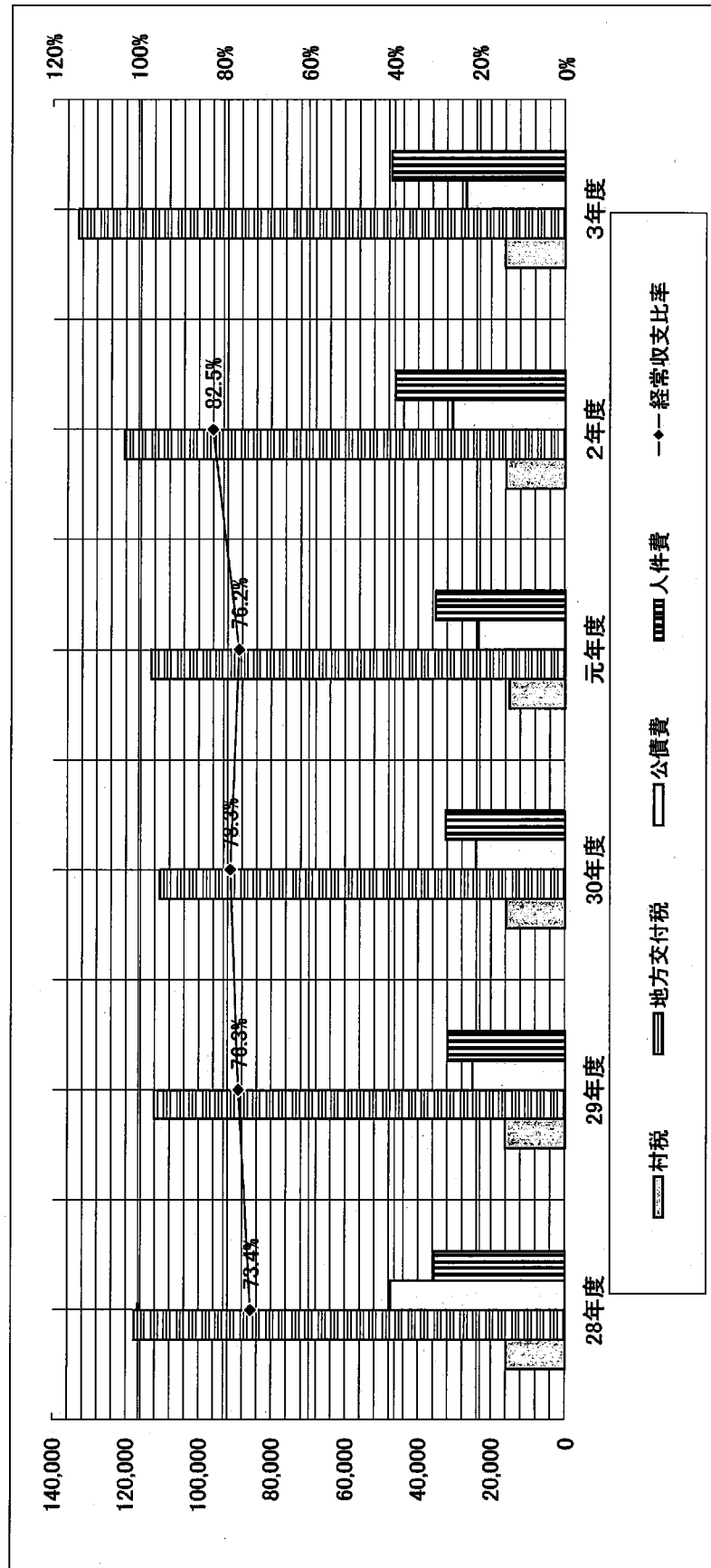
(単位：万円)

歳入	歳出	繰越金	繰入金	計
地方交付税	普通建設事業費	2億9,887	議会議費	4,143
村債	物件費	3億6,763	総務費	8億5,231
国・県支出金	人件費	4億6,307	民生費	4億4,772
村税	補助費等	6億5,052	衛生費	2億2,389
寄付金	公債費	3億0,705	農林水産業費	3億6,897
使用料・手数料	繰入金	2億4,031	商工費	2,606
地方譲与税等	積立金	2億0,914	土木費	1億3,463
使用料・手数料	扶助費	9,249	消費費	7,266
繰越金	災害復旧費	6,577	教育費	1億7,804
繰入金	その他	2,368	公債費	3億0,705
分担金・負担金	計	27億1,853	災害復旧費	6,576
その他			計	27億1,852
計				

(※1) 「普通会計」とは、村の一般会計と村普バスの特別会計を合算し、重複している部分を除いたものです。

イ. 村の財政の推移【平成28年度～令和2年度、令和3年度（決算見込）】（単位：万円）

年度	歳入総額			歳出総額		
	村税	地方交付税	人公費	村税	地方交付税	人公費
H28	1億6,087	11億7,733	23億9,736	1億6,087	11億7,733	23億6,027
H29	1億6,331	11億2,222	21億9,392	1億6,331	11億2,222	21億3,355
H30	1億6,083	11億0,495	22億6,020	1億6,083	11億0,495	22億1,974
R元	1億5,892	11億3,165	21億3,515	1億5,892	11億3,165	21億0,225
R2	1億6,541	12億0,523	27億8,139	1億6,541	12億0,523	27億1,852
R3（見込）	1億6,299	13億3,000	23億3,900	1億6,299	13億3,000	23億1,700



(2) 財政のシミュレーション

ア. 令和4年度～令和8年度【5カ年】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
村	1億 5,842万円	1億 5,813万円	1億 5,673万円	1億 5,604万円	1億 5,535万円	
地方譲与税等	6,753万円	6,703万円	6,653万円	6,603万円	6,553万円	地方譲与税等には、税交付金、交通完全対策特別交付金、地方交付金を含む。
地方交付税	11億 5,100万円	11億 1,264万円	11億 796万円	10億 9,298万円	10億 7,498万円	地方交付税は、普通交付税及び特別交付税の取入見込額を計上。
小計	13億 7,695万円	13億 3,780万円	13億 3,122万円	13億 1,505万円	12億 9,586万円	
歳						
分担金・負担金	503万円	434万円	400万円	400万円	400万円	
使用料・手数料	8,390万円	8,500万円	8,500万円	8,500万円	8,500万円	
国・県支出金	2億 5,448万円	2億 2,888万円	2億 599万円	1億 8,650万円	1億 7,000万円	
繰入金	6,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	繰上債等に係る繰入金がある場合は、(財源補てんに係る繰入は見込まない。)
繰越金	4,782万円	515万円	515万円	515万円	515万円	
諸収入	4,282万円	2,613万円	2,500万円	2,400万円	2,300万円	
村債	2億 4,540万円	1億 4,500万円	1億 4,500万円	1億 4,500万円	1億 4,500万円	村債は、通称対策事業債及び臨時財政対策債を計上。
その他	1億 2,627万円	1億 3,021万円	1億 2,869万円	1億 2,726万円	1億 2,590万円	その他は、財源取入及び借付金を計上。
小計	22億 4,267万円	20億 1,251万円	19億 8,005万円	19億 4,196万円	19億 391万円	
入						

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
人件費	4億 5,827万円	4億 5,285万円	4億 5,237万円	4億 5,189万円	4億 5,640万円	
扶助費	1億 636万円	1億 316万円	1億 6万円	9,706万円	9,317万円	
公債費	2億 9,258万円	3億 310万円	2億 9,122万円	2億 9,824万円	2億 8,596万円	
小計	8億 5,721万円	8億 5,911万円	8億 4,365万円	8億 4,719万円	8億 3,553万円	
物件費	4億 7,077万円	4億 869万円	3億 9,983万円	3億 8,664万円	3億 6,873万円	
補助費等	3億 8,286万円	3億 2,327万円	3億 3,242万円	3億 4,307万円	3億 2,937万円	
繰出金	1億 6,121万円	1億 6,228万円	1億 7,445万円	1億 7,309万円	1億 7,224万円	
普通建設事業費	2億 8,267万円	1億 8,200万円	1億 5,500万円	1億 2,150万円	1億 2,500万円	
その他	8,384万円	7,500万円	7,000万円	6,500万円	6,500万円	その他とは、災害復旧事業費・維持補修費・積立金・投資及び出資金・貸付金を計上。
小計	22億 3,856万円	20億 1,035万円	19億 7,535万円	19億 3,649万円	18億 9,587万円	
差引	411万円	216万円	470万円	547万円	804万円	

イ. 積立基金の状況

年度末 / 区分	財政調整基金	減価基金	その他特定目的基金	基金・合計
令和3年度末・基金残高(見込)	5億 3,743万円	2億 4,318万円	10億 0,115万円	17億8,176万円
令和2年度末・基金残高	5億 2,309万円	2億 4,794万円	9億 7,938万円	17億5,042万円

※土地開発基金は定額運用基金のため、上記に含んでいません。

財政シミュレーションからもわかるように、歳入面では歳入のうち最も大きな割合を占める「地方交付税」は、歳出の「公債費」が増えるため、今後も同額程度が見込まれます。また、歳出面では、「普通建設事業費」が減少するため、決算規模も縮小が見込まれます。

(参照：次ページ：「(3) 公債費の状況」による)

ウ. 財政指標

財政健全化判断比率	令和3年度(見込)
実質公債費比率	7.3%
将来負担比率	-
実質赤字比率	-
連結実質赤字比率	-

(※1)「-」は、算定される比率が生じないことを示しています。

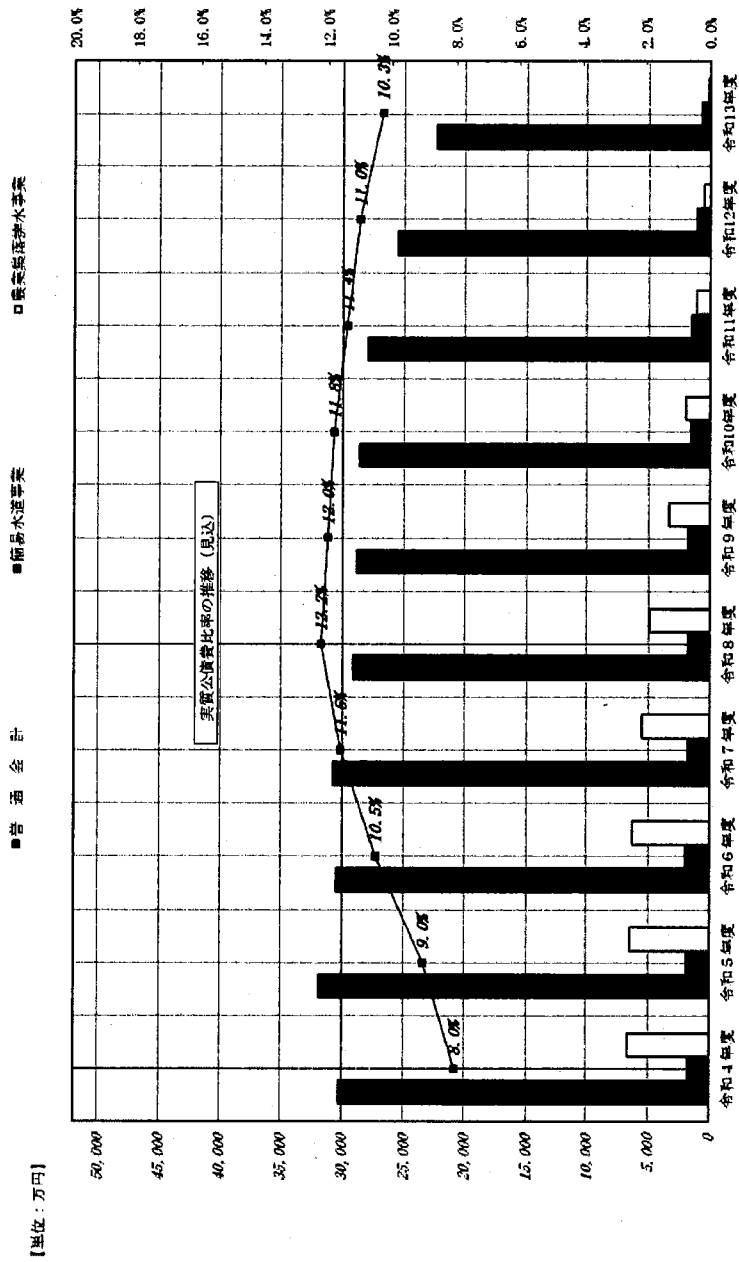
早期健全化基準
25.0%
350.0%
15.0%
20.0%

【財政指標に関する用語の説明】

- 財政健全化判断比率・・・地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、算定・公表が義務づけられた4つの財政指標を言います。指標が一定水準以上に悪化した場合、議会の議決を経て財政健全化計画等を策定しなければなりません。
- 実質公債費率・・・一般会計等が負担する公債費や公債費に準ずる経費の、標準財政規模を基本とした額に対する比率の過去3年間の平均値を言います。
- 将来負担比率・・・一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模を基本とした額に対する比率を言います。
- 実質赤字比率・・・一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合を言います。
- 連結実質赤字比率・・・全ての会計を対象とした実質赤字、資金不足額の標準財政規模に対する割合を言います。

(3) 公債費の状況

◆ 公債費・実質公債費比率等の推移【R4年度～R13年度（10年間）】



1. 「実質公債費比率」は、財政健全化判断比率の指標の1つとして位置づけられています。（比率の基準として、18%以上:地方債発行許可団体、25%以上:一般事業等の起債制限となります。）
2. 「普通会計」は本計画の財政シミュレーションにより今後5年間の借入額として、償還額を計算しています。
公債費は、平成27年度からの起債発行額増加に伴い令和4年度以降も増加が見込まれます。通債対策事業債は、令和5年度以降は1億3,500万円、臨時財政対策債は1,000万円として見込み、毎年度借入するものとし、令和13年度までの想定をしています。）

会計 / 年度	(単位: 万円)									
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
普通会計	2億9,258	3億0,310	2億9,122	2億9,824	2億8,596	2億8,108	2億7,801	2億6,965	2億4,598	2億2,392
簡易水道事業	1,744	1,891	1,950	1,787	1,786	1,787	1,503	1,463	1,087	717
農業集落排水事業	6,631	6,475	6,272	5,494	4,910	3,312	1,926	1,073	464	121

※将来的な償還額は、今後の借入状況や利率等により変動することが見込まれます。